

出雲国序跡発掘調査概報

1970

松江市教育委員会

出雲国府跡発掘調査概報

目 次

I 調査の経過.....	3 頁
II 出雲国府跡の位置と環境.....	5
III 文献上の出雲国府	7
1 出雲國風土記.....	8
2 僕名類聚抄.....	9
3 中世文書.....	9
4 近世の徴地帳.....	11
IV 意宇平野の地理.....	13
1 意宇川流域の概要.....	13
2 微地形の説明.....	14
3 平野の構造.....	18
4 意宇平野における条里制の施行.....	19
5 条里からみた国府の想定.....	20
V 遺 構	23
1 発掘地区.....	23
2 宮の後地区.....	24
3 六所脇地区.....	27
4 一貫尻地区.....	27
5 横ノ口地区	28
VI 遺 物	29
1 奈良時代の遺物.....	29
a 土 器.....	29
b 瓦	36

c	木筒と墨書き・ヘラ書き土器	36頁
d	その他の遺物	37
2	平安時代以降の遺物	38
a	平安時代の遺物	38
b	中世の遺物	39
3	古墳時代の遺物	39
VII	出雲国庁の復原	41

図面目次

本文対応頁

1	宮の後・六所鶴地区造構配図	24
2	宮の後地区主要部造構実測図	24
3	1 六所鶴地区造構実測図	27
	2 一貫尻地区造構実測図	27
	3 稲ノ口地区造構実測図	28

図版目次

本文対応頁

1	遺跡 1 遺跡全景	23
	2 宮の後地区 内郭	24
2	遺構 1 宮の後地区 内郭	24
	2 宮の後地区 SD010	26
3	遺構 1 宮の後地区 SB016	25
	2 宮の後地区 SB001	26
4	遺構 1 宮の後地区 SB047, SD053, SD046, SD025	24
	2 宮の後地区 SD053	24
5	遺構 1 宮の後地区 SD005, SD034	24
	2 宮の後地区 SD005とSD004の交点	24

本文対応頁

6	遺構	1	六所脇地区	SB024	27
		2	六所地区脇	SB018	27
7	遺構	1	一貫尻地区	SB018	27
		2	樋ノ口地区	SB011	28
8	須恵器				29
9	土師器				33
10	瓦・銅製品				37
11	木簡他				36
12	条 里	1	意宇平野の俯瞰		20
		2	東西の基準とされる道		
		3	竹矢 客ノ森		
		4	今宮 春日一本松		
		5	大草 意宇川南岸		
13	古文書	1	出雲国風土記		8
		2	平浜八幡宮文書		10
		3	秋上文書		11
		4	検地帳		11

挿図目次

1	古代の出雲国				2 頁
2	松江市の古代遺跡				2
3	意宇平野周辺 の道路				6
4	意宇平野の地形分類				14
5	大草付近の平野横断面と地下構造				15
6	大草・三軒家の地形				15
7	沖積層下の埋没地形				18
8	上部砂礫層までの深度				19
9	國府・國守の推定と発掘地区				22
10	宮の後地区主要部B期遺構				24
11	宮の後地区主西部C期遺構				25
12	宮の後地区主要部D期遺構				25
13	宮の後地区主要部E期遺構				26
14	宮の後地区主要部F期遺構				26

15	橿ノ口地区的遺構	28
16	奈良時代の須恵器（1）	30
17	奈良時代の須恵器（2）	31
18	奈良時代の土師器	34
19	奈良時代の陶瓦ほか	38
20	平安時代以降の土器	39
21	古墳時代の土器	40
22	出雲国庁の復原	42

凡例

本書の作成にあたって、つぎのように執筆を分担した。

I・II 近藤 正

III 加藤義成

IV 来倉二郎、吉田栄夫、成瀬敏郎

V・VI 坪井清足、町田 章

VII 山本 清

VIIに関しては鬼頭清明、阿部義平の協力をえた。

遺跡の写真は近藤正が撮影し、遺物は伊幹雄が撮影した。

掲載図面、挿図の浄書は町田章、甲斐忠彦が担当した。

このほか原稿浄書など西村康、黒崎直、山柳川子の諸氏の援助をうけた。

全般の編集は町田章がおこなった。

序

松江市には、古代の遺跡が数多くありますが、本報告書に収録された出雲副守跡は、往時の地方行政の中心であり、今回の調査によって、国府跡と断定できるたくさんの貴重な資料が得られたのであります。

最近全国的に大切な文化遺産が失なわれつつあるなかで、このような意義のある調査がなされ、これを保存することは松江市の責任であり、市民の誇りであると考えます。

また、この場所は、目下建設が進められつつある風土記の丘の中心で、かつ条里制の遺構とも接しており、意宇平野の周辺に点在するたくさんの古墳等とを併せて、大切に保存し、学術上、あるいは教育上の資料として広く活用するとともに、市民はもとより、松江市を訪れる人々のために、豊かな人間性を育てる上に役立てたいと思います。

終りに、この調査にあたって、調査団長の任をお引き受けいただいた島根大学の山本教授をはじめ、調査団として、終止格別の御協力、御指導を賜りました奈良国立文化財研究所、広島大学、県・市文化財専門委員の皆様方、並びに、島根県教育委員会に深く感謝の意を表する次第であります。

昭和46年3月 松江市教育委員会
教育長 岡 磯吉



図1 古代の出雲国



図2 松江市の古代遺跡

I 調査の経過

出雲國府は、天平5年(733)2月の勅造になる『出雲國風土記』によれば、意宇郡家等とともに意宇郡にあるという。その遺跡は『風土記』の研究にともない、松江市南郊の意宇平野にあるという点で一致しているが、局地的な所在地については諸説入り混っている。国府の推定地が多くあることは、『出雲國風土記』に記された地名、里程、方位に対する理解が研究者によってことなっているからである。

諸説のうち、朝山皓が提唱した松江市大草町付近に国府を比定する説は有力であり、地元研究者の支持もこれに傾いている。それは文献的操作のみならず、付近に散布する遺物からも有力であった。つまり、大草町六所神社後方の耕地では、瓦・土器片などが以前から発見され、昭和18年に字日岸田から「春」の印文をいれる銅印一類が発見されていることが近年明らかになったからである。

近年の著しい土地開発、あるいは住宅建設の波はこの平野にもおしよせ、平野部の様相を変えようとしている。これを憂慮した鳥根県教育委員会および松江市教育委員会は、出雲國府の有力な候補地である大草町字宮の後の付近一帯の遺跡を調査するとともに、次第に消滅しつつある条里遺構をあきらかにし、適切な保存措置をとることを決意した。

調査は、昭和43年度から3ヶ年の継続事業として国および鳥根県費の補助のもとに松江市教育委員会が実施した。調査の体制は、国府跡などの発掘を担当する考古班、条里遺構の調査にあたる歴史地理班、文献史料の調査にあたる文献班の3部門から構成された。

第1年度 昭和43年8月23日、調査団の結成と調査方針の協議。考古班は11月9日～12月9日まで宮の後地区で発掘調査をおこない規格性のある建物跡、溝などのほか多数の遺物を発見した。歴史地理班は主として発掘地区的土層調査をおこなった。文献班は『出雲國風土記』を中心とする文献史料の整理をおこなう。

第2年度 昭和44年10月2・3日、前年度の調査結果にもとづき、今後の調査方針を再検討。考古班は11月2日～12月24日まで宮の後地区で昨年の発掘地点の西側を発掘し、建物跡の広がりを明らかにし、同時に国府城の四至を求めて北方の山代町櫛ノ口、西方の水垣地区へと発掘地点を広げた。この間、歴史地理班は条里施行以前の古地形を復原するため、平野全域の地層と旧河道の調査をおこなう。文献班は、検地帳などの近世文書の整理に従事。

第3年度 最終年度は昭和45年10月26日から12月19日まで、宮の後地区、六所脇地区で発掘

※ 鍋田一「出雲國府について」（地方史研究所『出雲・隱岐』1963）では国府跡に関する研究史がまとめられている。

※※ 近藤正「出土品、寺跡」「鳥根県文化財調査報告書」第5集 1968

し、政府の一報に遭遇した。歴史地理班、文献班もそれぞれの作業を続行し、現在整理の段階にいたっている。

3ヶ年にわたる調査に従事した関係者は、つきのとおりである。

団長 山本清（鳥根大学）

考古班 垣井清足、町田章（奈良国立文化財研究所）、井上招介（鳥根県文化財専門委員）

池田満雄（鳥根県立松江南高校）、東森市良（松江市立女子高校）、近藤正（鳥根県教育委員会）、松沢修、近藤滋、前島己基（国学院大学）、猪熊兼勝、鬼頭清明、高島忠平、石松好雄、宮本長二郎、安達厚三、阿部義平、田中哲雄、福田孝司、甲斐忠彦（奈良国立文化財研究所）、東雲均（関西学院大学）

歴史地理班 米倉二郎、吉田栄夫、成瀬敏郎（広島大学）、中沢四郎（鳥根県立大社高校）、貞方昇、金丸国利、多賀俊介（広島大学）

文献班 加藤義成（鳥根県文化財専門委員）

事務局 河原董、吉岡貞徳、松尾司、安達竹志、松尾栄彦、引野努、園山正（松江市教育委員会）

このほか、恩田清、石原敏造、鳥根大学考古学研究会の絶大な援助をうけ、石川伊をはじめとする地元関係者の温い協力をうけた。（近藤正）

II 出雲国府跡の位置と環境

『出雲國風土記』によれば、奈良時代の出雲國は意宇、島根、秋鹿、櫛縫、出雲、神門、飯石、仁多、大原の9郡の行政区画よりなる。出雲國を支配する國府は、この國の東に偏し伯耆國と境を接する意宇郡に設置され、山陰道と枉北道(島根半島に至る道)の交点あたりに、意宇郡家・意宇軍團・黒田駅などの行政機構とともに存在するという(図1, 2)。

意宇郡の中心をなす意宇平野は、南の八雲村熊野の山塊からでて中海に注ぐ意宇川が形成した東西4km、南北1kmの沖積平野で、出雲地方西部の綾川平野、東部の安米平野につぐ穀倉地帯でもある。國府跡はその平野のほぼ中央に位置する。この國府跡を包围するような形で、先史時代から歴史時代に至る多くの遺跡が存在している(図3)。

現在までにしられている最古の遺跡は繩文時代に属し、竹矢町才塚、法華坊前、竹矢小学校、八幡町サッペイ遺跡などが平野北部の山麓線に沿って点在する。このうち法華坊前遺跡は中期に属し、他は後期から晩期に属する。いずれも規模の小さな集落であったとおもわれる。ついで、弥生時代の遺跡は数を増して山麓線から平野部の扇状地へ進出する。竹矢町国分尼寺跡の前方にのびる水田に営まれた布田遺跡からは前期後半の土器が出土しており、いちはやく農耕集落の形成をみた。西方の国分寺跡付近の三軒家、大草町宮の後、同丁ノ明神などでは磨製石斧が発見されており、この時期には平野全域にわたって集落が点在した形跡がある。また、平浜八幡宮に隣する細形銅劍は国分寺跡付近の発見と伝えられるところから、点在する集落のなかにはこうした青銅器を保有する有力な共同体もあったとみてよい。

古墳時代、4世紀前半ころすでに八幡町的場の丘陵に列石をもった土塙墓が営まれ、それよりも若干遅れて矢田町米美でも特異な埴丘をもった小方墳がつくられている。五世紀代になれば、大草町宮の後付近に大規模な集落が営まれるとともに、その後半の時期から前代の小古墳をふまえた大型古墳の築造を開始する。山代町山代二子塚古墳は全長100mに近い出雲國最大の前方後方墳、その西南にある大庭鶏塚古墳は3段築成の方墳である。この地域と相対する竹矢町には竹矢岩船古墳、手間古墳、中竹矢古墳などがあって平野における勢力を2分するがごとき様相を呈している。他方、この時期から群集墳が形成はじめめる。大草丘陵に分布する50基の東百塚山古墳群、32基を数える西百塚山古墳群がそれで、その終末は6世紀後半におよぶ。こうした古墳群の被葬者達の集落として今回の調査で発見された宮の後地区的集落跡があるのであろう。

著 加藤義成『風土記時代の出雲』1962

著 近藤正「出土品」前掲書

著 山本清「古墳」「鳥根県文化財調査報告」第5集 1968

図3 意宇平野周辺の道路



6世紀後半の時期、大型古墳は平野の西部に結集し、東部では中期古墳に続く古墳はない。すなわち、山代二子塚古墳に続くものとして山代方墳、同円墳、向山古墳などの1群があり、大草町有では岡田山古墳群、岩屋後古墳、御崎山古墳、山代町岡原古墳が前後してつくられる。大草丘陵では古天神古墳があらわれる。これらの古墳のうち、向山古墳、岡田山1号墳、御崎山古墳を除く他の古墳は、規模、形態の類似した凝灰質砂岩の切石を使用した石棺式石室である。このことは、同一系統の工人とそれを掌握した族長の存在を思わせるものがある。独立の墳丘をもたない横穴が出現するのもこの時期である。大草、山代、大庭の丘陵地帯にはおびただしい数の横穴がある。なかでも大草丘陵の安部谷横穴群は6支群10穴以上が開口し、構造も複室のあるものを含めてもっとも整備された1群である。さらに、山代町の狐谷横穴群、矢田町の十王免横穴群には組合せの家形石棺を安置するものがあり、質・量ともに他地域に勝るものがあることが注意される。

このように、5世紀後半から6世紀にかけてこの地域には出雲國を代表する古墳が集中している。この事実はのちに国府、国分寺、国分尼寺などが営まれる出雲國の中核部となるべき業地が、はやくも古墳時代に確立していたことを示すのみならず、この地域が出雲最大の雄族出雲臣の本拠地であったこととも関係するのであろう。

奈良時代になると平野の北側周縁に寺院がつくられる。出雲国分寺、国分尼寺は約0.6kmへだてて存在する。国分寺は方2町の寺域が推定され、その中央に南門、中門、金堂、講堂、僧房が一直線にならぶ。山代町四王寺には、のちに國造出雲臣弟山が建立した山代郷新造院、矢田町来美の丘陵には日置君目烈が建立した新造院に比定される来美庭寺がある。

平野には東西約3km、南北1~1.5kmにわたって条里の地割が残されていた。だが、昭和30年代の土改良事業によって、東半部は消滅、いまは大草町と山代町の一部にその姿をとどめるにすぎない。（近藤正）

III 文献上の出雲国府

律令時代の地方行政は國司によって行なわれたが、この國司の役所は國府と呼ばれ、また國衛あるいは國府と呼ばれた。『出雲國風土記』や『大草村検地帳』にみえる「國府」や「こくてう」、中世文書にみえる「國衛」、『和名抄』にみえる「國府」がそれである。そこで出雲國府関係の文献を考えるために、まずこの三語の意義を明かにしておくことが必要と思われる。

諸橋徹次編『大漢和辞典』には「國府」の語はないが、「府」には「やくしょ」、「いへ」の訓が示されていて、これによれば「國府」は「國の役所」「國の役所の建物」と解される。『大日本國語辞典』の「國府」の項では、「國司の政務を取り扱ふ所、國衛」とあり、『大言海』では「國衛ノ（1）ニ同じ」とある。

次に「國衛」については、『大漢和辞典』に、「國司の役所、國司の統治する地、國領」とあり、「衛」には、「つかさ、やくしょ、まゐる、あつまる、へや」等の訓が示されている。『大日本國語辞典』には「（1）國司が其の政務を取り扱ふ所。運歩色葉「國衛ガ國之府譯（2）こくりやう（國領）に同じ。『東鑑』文治元年十一月二日「每國衛庄園被補守護地頭者（下略）」とあり、『大言海』には（1）トホノミカド。國司の府。國府。國府。（中略）（2）國衛ノ治メツカフ地（下略）とあって國府と同義、及びその管下所領の意であったことは諸家の一致した見解であった。ただ『大言海』に「國府」とも同義とされていることが注目される。

この「國府」については『大漢和辞典』に「（1）國々の政府。國司の役所。國衛。（2）國司の役所の所在地。府中」とあって「府」には「くら、みたまや、あつまるところ、もと、つかさ、みやこ、やしき」などの訓が示され、『大日本國語辞典』には「（1）古昔、國毎に置かれし地方行政政府。國衛。又は國衛の所在地。府中。こふ（下略）」、「大言海」には「（上略）クニノミヤケ。トホノミカド。ヒナノミヤコ。諸國の國衛ノ所在地の称。府中。（下略）」とあって、國府と同義、及びその所在地の意と解されている。

最近の研究によれば「國衛が一個の権力機関であるとみなされるのに反し、國府は権力機關を擁持する官人層の居館という性格が強い」（八木充「國府の機能と構造」「周防の國府」1967）といわれ、木下良は「國府・國府は中央政府での正式な呼称として、國衛はむしろ地方での用語として使用されたのではないか」（「國府跡研究の諸問題」人文地理21-4 1968）といふ。文献によれば「國府官事及学校並倉庫」（『三代実録』天慶2年9月）というように、國府が官事、学校、倉庫などを包括していたことがわかる。國府とは序事（「官司所廳政事之處」「職員令」「太政官条規」）のことをいうのであろう。國府は國府郡下（『続日本紀』延喜元年10月）と表現されている場合はあるが、方何町という風に表現した記録はない。國府の意味は從來主として地方都市という概念で追求されたが、府のつく官司が五衛府、大宰府、鎮守府のように軍事的官署であることから、少なくとも設置時においては、地方に対する軍事的拠点という側面からの検討を要するようにおもえる。（注：町田）

以上を要約すると次のように解される。

国守—国司の役所・建物。国衙—国司の役所・領地。国府—国司の役所・所在地。
このような語義を念頭において、以下主な文献について概説することにする。

1 出雲國風土記 (P.L.13-1)

出雲國守についての最古の文献である。『経日本紀』によれば、和銅6年5月2日、畿内7道諸国に風土記を撰述するよう制令が出され、各國から撰上されたが、今日は完全に伝わるものは出雲だけで、他は常陸、播磨、肥前、豊後など幸うしてその略本や欠本を伝えるに過ぎない。しかも『出雲國風土記』は、各郡の記述にすべて都司の署名を加え、卷末には、

天平五年二月廿日勘造秋鹿郡入神宅臣金太理

国造帶意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣広鷗

と署名されていて、成立時、執筆者、編集責任者が明記されている最も信頼すべき典籍である。尤も昭和20年代に偽書説が提出されたが、その後各専門学者によって天平の撰述に相違ないことが証明され、一段と資料性を高めたのであった。

本書には、「国守」の文字が二個所にみえる。即ち鳥根郡の海岸の条には

朝酌渡 広八十步許 自國守通海辺道矣

とあって、朝酌の渡場が、出雲國守から隱岐に渡る千酌の海岸への官道に当っていたことが記され、卷末道度の条には

自國東界去西廿里一百八十步至野城橋 長八十步 広二丈六尺 飯梨河 又西廿一里 至國
序意宇郡家北十字街 即分為二道 一正西道 一柱北道 柱北道去北四里二百六十六步 至郡北界朝酌渡
渡八十步 (中略) 正西道 自十字街西一十二里 至野代橋
蓑船一

これによって「国守」は「意宇郡家」と同所にあったこと、その位置は野城橋から21里180歩 (11.2 km)、朝酌渡から4里266歩 (2.6 km)、野代橋から12里 (6.4 km) の十字路の南にあったことが知れる。

上の如く「国守」が「意宇郡家」と同所にあったことになると、意宇郡郷里の記述に
黒田駅 郡家同處 郡家西北二里有黒田村 土体色黑 故云黒田 旧此處有是駅 即号
曰黒田駅 今東郡 今猶追田振田号耳

とある黒田駅も同所にあり、また卷末に

意宇軍團 即屬郡家

とある意宇軍團も同所にあったことが知られ、更に、意宇郡の記述に見られる郡家から各地への路程は、悉く「国守」の位置推定の資料となることが知られるのである。

いまその推定に最も役立つと思われる近接地の記述を列記しよう (括弧内は概算)。

大草郷 郡家南西二里一百廿步 (1.28 km)

山代郷 郡家西北三里一百廿歩 (1.8km)

郡家西北二里 (1.07 km) 有黒田村

出雲神戸 郡家南西二里廿歩 (1.1km)

新造院一所 在山代郷中 郡家西北四里二百歩 (2.5 km)

新造院一所 在山代郷中 郡家西北二里 (1.07 km)

神名種野 郡家西北三里一百廿九歩 (1.8 km)

以上の記述によって、當時出雲では国司の政府を普通「国府」と呼んだらしいこと、及びその北の十字街の位置は、松江市大草町六所神社の西北方の辺らしいことが推定される。

2 倭名類聚抄

普通『和名抄』と略称される。朱雀天皇の承平年中 (931~937)、醍醐天皇第4皇女勤子内親王のため源順の著したもので、原形の10巻本、合本の5巻本、後補の20巻本の3種がある。分類体の漢和字書であるが、この20巻本の巻5、国都部第12、山陰部第64に

出雲國 国府在意宇郡 行程上十五日 下九日

これによって、當時も意宇郡に國府があったことが知られるが、本書の国都部では、諸国画一的に「国府」と記しているので、これが當時の出雲での普通の称呼であったか、またそれは國府と同義であるのか、國府の所在地の意味であるかは俄かに決し難い。また都への距離が上り15日、下り9日とあるだけでは、伯耆国の上り13日、下り7日や、石見国の上り29日、下り15日と比較してもその位置の推定は極めて困難で、その資料的価値はあまり高いとはいえないであろう。

3 中世文書 (PL. 13-2・3)

平安末期以降は庄園の増加、在地勢力の増大等によって律令政治は弛緩し、幕府の成立によって国司の権力は失墜して僅かにその虚名を保つのみとなった。そしてその政府は専ら「国衙」とよばれたようである。これらの事情を物語る文献は、殆ど社寺関係の中世文書である。今その主なものを挙げてみよう。

1 康治2年 (1143) 3月19日の千家文書に次のようにみえる。

左弁官下出雲 従各一人

雜事二箇条

一 忠且各下知本家本所 遣官使 不論神社 仏事寺権門勢家庄園 任支配令依勤造作業
社材木桧皮檜曾織釘等事

副下材本支配注文一通

右 得彼國守藤原光隆去二月八日解状傳

得在府官人去年八月十八日解状傳（下略）

これによれば在京の出雲國守藤原光隆は、出雲の在府官人からの上申に基いて出雲大社造営について太政官に上申し、これを国守が受けて出雲の「留守所」に送ったのである。

2. 安元2年（1176）10月の千家文書に

序宣 留守所

補任国造事（下略）

とある。これは在京の國司が、出雲宗孝を国造に任するよう「留守所」に送った國司序宣。

3. 建久2年（1191）7月の千家文書に

出雲國守在官人等

言上国造孝宗与内藏資忠作築大社司異論事

とあるのは、出雲大社司についての孝宗と資忠との論争を、出雲の在府官人から院守に書上した文書で、これも在京國守を通じてであろう。

4. 承久2年（1220）の北島家文書に

作築大社造営之間之事 在府井社頃訟

訴度々重故 依國衛奏聞被下之

とある。これによって「国衛」の奏聞により大社造営に関するこの文書が朝廷から下されたことが知られる。

5. 嘉祥2年（1226）の平浜八幡宮文書に

奉寄進

出雲國平浜別宮御領御沙汰

合志町三段者四季経定在竹矢郷

右伴神田者雖無先例為聖朝惣國吏泰平之御折請所令寄進也彼社田惣檢校義李可相計然者准諸自國衛及掌人令參宮可勤行彼仏事丁寧之狀如件

目代左衛門尉

嘉祥二年四月日 藤原家定（花押）

とある。「国衛」の代官が社田を寄進し、担当官を参詣させて仏事を勤行させたことによって、当時の実状を想定できるであろう。

6. 建長元年（1249）六月の千家北島両家文書に

作築大社造営之所

注進 御遷宮日時 神事勤行儀式次第事（下略）

とある。宝治2年の御遷宮の注進には、「在府書生祇^{ヨシ}着座」、「目代 在府官人假殿之御前令列座」、「次流納馬十五番 一番在國司朝山右衛門尉勝部昌綱」などの文字がみえている。

7 永仁5年（1297）8月27日の鷲渕寺文書に

日吉社領出雲国漆治郷雜掌中所務事

重訴状如此 如狀者 平賀藏人三郎入道事平氏 背下知抑留下地 相語國衙使致狼籍畢と
あるによれば、國衙使が社領を犯すようなことがあったことが知られる。

8 建武元年（1334）5月18日の千家文書に、

雜訴決斷所牒 出雲国衙

杵築大社神主孝時申当社領前雜掌濫妨事（下略），

とあるのは、建武中興の雜訴決斷所から国衙に下したもので、当時なお国衙の機能が残存し
ていたことが知られる。

9 永錄一天正の頃（1558—1592）と思われる秋上文書の断簡に

六所神田文事

一国衙分神領内 修理分半納

一安所 さい所分同社領ニ一其也

公用社物と成候

とあるのは、もはや「国衙」の機能というよりは、名残というべきものであろう。

10 天正頃（1573—1592）と思われる秋上文書の大草郷内の六所神田坪付の断簡の始めに、

畠一所 こくが

長の明神 一貫尻御供 神主秋上分

とあり、この文書の中間に

志貫五百尻 さい所分かめい殿預

竹のうしろよこちやう五百尻六月二十八日 御供神主分亀井給

とあり、終の方に

五段 国衙拾

とある。これらは在序官人の名残を示すものであろう。

以上中世の文書によって、当時は「国衙」と呼ばれていたこと、前期には国守は京都に在
り、「国衙」は「留守所」と呼ばれ「在序官人」が勤務してその機能が残存していたが、後
期には全く機能を失って僅かにその所領を守る在序官人の子孫があつたらしいことが伺われ
るが、その国衙の位置について示唆を与える文書は未だ見当らない。

4 近世の検地帳（P.L. 13-4）

戦国の争乱を収めて治安を回復した諸将は、検地によって農地と農民を把握し、封建政治
の基盤を固めた。毛利検地に始まるこの検地は、一筆毎に耕地名と反別を記しているので、
關所関係の地名を留める可能性も極めて多い。いまその主なものを挙げてみよう。

- 1 慶長7年(1602)の『意宇郡大草村御検地田畠之帳』(広島大学図書館蔵)の中に、
こくてう 一反三畝
- 2 慶長16年(1612)の『意宇郡大草村御検地帳』(同大学蔵)
こくちやう 中畠五畝九歩
- 3 寛文年間の『大草村検地帳』(松江市蔵)に
こくてう 中畠毫畝廿七歩

などと見えて、それ以後「こくてう」の名は消滅している。

この地名は、中世の『国衙』とどんな関係があるのであろうか。その位置は今のどこで、この面積の異同は何を語るものであろうか。これは今後の研究に待たるべきであろう。

以上出雲国府関係の主な文献を挙げた。これは必ずしも多いとはいえないが、全国的に国府関係文献の稀な中にあって、これだけでも指摘できるのは幸いといわねばならないであろう。希くは大方のご協力によって、更に有力な文献が発見されるよう心から期待する次第である。(加藤義成)

IV 意宇平野の地理

出雲国府の全貌を明らかにするには、まず意宇平野全域の開発過程を知る必要がある。その前提として、平野の主要な自然条件である地形、地質学的な調査を昭和44年10月と12月に行なった。一般に国府は付近の条里と関係深い条坊的計画をもつものと予想されるので、条里についても予察を行ったが、さらに昭和45年11月には、条里を中心とした調査を実施し、かさねて地形調査の補完を行なった。本稿は、44・45年度の調査結果を取敢えずとりまとめたものであり、大方の参考に資することにした。地形面の形成年代、地層の対比及び地形発達史などは本報告では触れないが、さらにC¹⁴年代測定などの資料から判断したい。

1 意宇川流域の概要

地形・地質概観 意宇平野に流下する意宇川は、全長27km、流域面積68.65km²の小河川である。最上流域は、天狗山と八雲山の間の石英安山岩地域で、斐伊川の支流の大東川とは、標高213mの谷中分水界をもって隔てられ、狭い氾濫原を形成しながら北流する。中流域には、流紋岩、花崗岩が分布し、これらの山地を刻んで、壯年期の谷が発達する。天狗山をはじめ、大東町周辺には、花崗岩、安山岩の分布する海拔550~600mの定高性のある山頂が連なっている。この平頂峰は、島根県西部に発達する石見高原面との関連が考えられる。意宇川は下流域の早田に至って、比較的広い氾濫原を発達させる。この一帯には、中新統の久利層が分布し、このため流域西部の奥村では広範囲に亘って、地元り地形が認められ、下流域一帯にも近年の集中豪雨による崩壊地形が随所に見うけられる。この地域では、久利層を切るNE-SW方向の断層が多く、大庭の深田から井手平にかけての直線的な谷は、この断層の影響を反映しているよう。久利層分布地域の海拔200~300m前後の平坦面の前面には、宍道湖から米子にかけて広く発達する海拔150~200mの丘陵と60mの丘陵が見られる。

この丘陵は、東西方向に帶状に分布する地質（中新統の布志石層と松江層）の違いを反映しており、両丘陵は100mの急崖で接している。この60m丘陵の中に海拔171mの中中新統の玄武岩からなる茶臼山が突き出しており周辺を展望する良い場所となっている。

微地形の区分 調査地の神納から中海沿岸までの平野の微地形は次のように区分される。

- 1 扇状地、2 三角州I面、3 三角州II面、4 自然堤防・砂礫堆、5 砂堆、6 谷底平野、7 低湿地、8 旧河道、9 台地、10 崖錐、11 千拓地、12 山地・丘陵

このうち扇状地、三角州I・II面、砂堆、谷底平野、旧河道、台地、崖錐について説明記載することにしよう。

2. 微地形の説明

肩状地 坪の内から、六所神社の東の7m等高線までの地域に見られる。早田や日吉に、意宇川が狭い谷底平野を形成するが、坪の内の急に平野が開けるところから、荷重を堆積し、大草町一帯に傾斜のゆるやかな肩状地を形成している。肩頂にあたる坪の内は海拔13mで、北及び東に向って低くなり、肩端の墓原、御崎上、押京で海拔7mになる。表面勾配はW-E方向で4.8%、S-N方向で5.8%と緩い。大草付近から三角州I面にかけての漸移地帯は自然堤防帶の様相を呈し、自然堤防や砂礫堆が良く発達し、旧河道もいくつか見られる。下位の三角州とは急な勾配で接している。この肩状地の堆積物は、水田面下65~165cmの上部シルト、その下部の50~120cmの層厚の青灰色砂、最下部の青灰色砂礫で構成される。上部シルトは一般に茶褐色で1m以内の層厚を持つが、茶臼山山麓や、六所神社裏では1.5m以上と厚い。微高地では班鉄がこのシルト層のなかに発達し、一方茶臼山山麓などの湧水帯では、青灰色グライトである。この班鉄の有無により、肩状地における微高地と低湿地とが明瞭に区別される。青灰色砂は、層厚50~120cmで、細砂から中砂を主体とするこの砂層には、泥炭や炭化物が介在する。青灰色砂礫層は層厚が4mであり、礫は全体に細粒であり1~4cmの円礫が多く、安山岩・流紋岩・花崗岩を主体とする。砂層及び砂礫層は、地表面よ

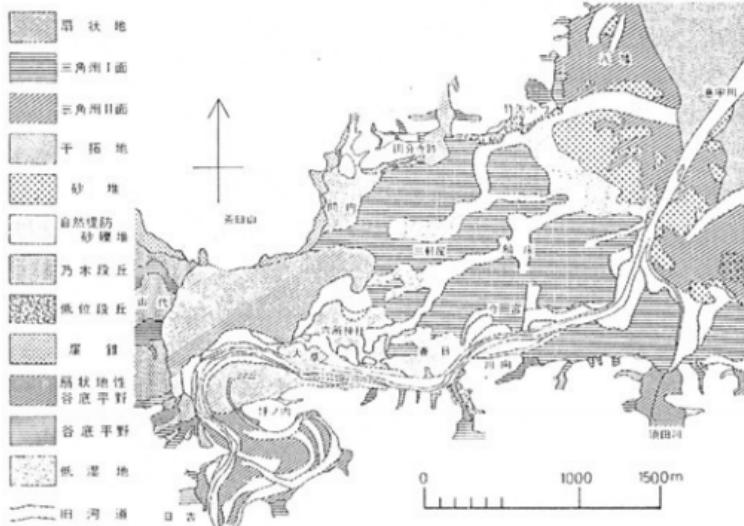


図4 意宇平野の地形分類

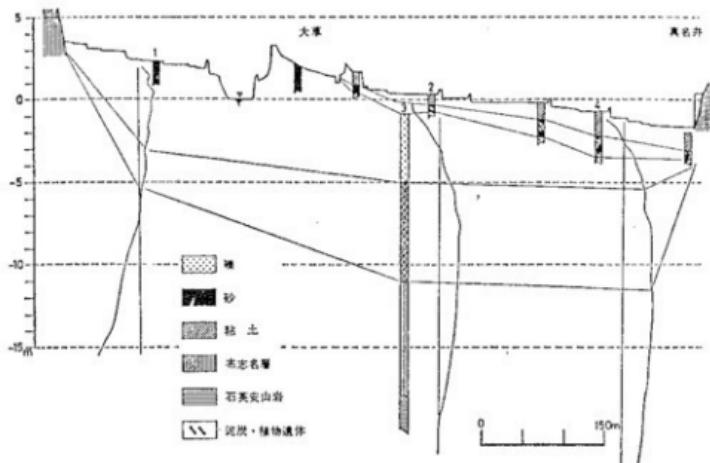


図5 大草付近の平野横断面と地下構造

りも勾配が急である(図5)。この扇状地堆積物は、意宇川より南側の地域においてシルト層が欠け地表からただちに茶褐色の砂礫層となり、礫径も若干大きい。意宇川に沿う扇状地の他に、間にと割分寺跡に小扇状地が発達する。この地域は背後の地質を反映し、厚い淡黒青灰色のシルトが扇状地を形成する。このシルトは瓦の原料に利用されている。

三角州1面 扇状地の前面に、広く発達する三角州1面は、海拔7mから、東に向かって緩かに傾き、末端は海拔2~2.5mになる。表面勾配は、2.8%である。扇状地との境界は、急傾斜面で接し、50cm程度の小崖がみられる(図6)。末端部は松江市の水道ポンプ場から竹花にかけてあり、大門付近に発達する砂堆とその背後にある湿地がこれに続き、また条里の道構も大体この地域を東限としている。表層物質は、一般に旧河道・現河道付近を除いて東に向うほど細粒物質が多くなる傾向にあり、圓分寺跡前から今宮の東を結ぶ線以東は、粘性の強い黒色の重粘土が堆積する。この地域より西では、扇状地との移行地として砂・礫などの自然堤防堆積物がみられ、粗粒な物質が多くなる。春日、今宮に広く発達する自然堤防は、周辺の水田面と1m内外の比高をもっており、茶褐色の固結した砂礫からなっている。現在では、土地改良事業によって、畑や

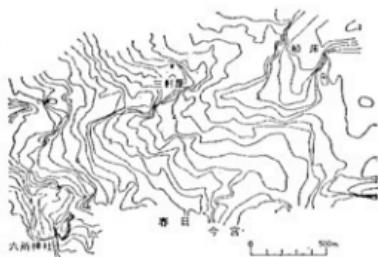


図6 大草・三軒家の地形

集落のある地域を除いて、地形が改変を受け、水田化されている。自然堤防でない地域、例えば三軒家付近は、地表から1.5mまでは、茶褐色の壌上で、それ以下は青灰の砂礫からなる。国守路の石碑のある三角州の末端地域では、一帯に粘性の大きい班鉄混り青灰シルトが分布し、その下部地表面下1.5m～2.8mの間に黒灰色の木実・木幹を含む多量の植物、腐植物の層が夾在する。さらにその層より下位は、黒灰から青灰色の砂礫層がある。この有機物を含む層は、砂堆の背後に形成された潟ないし、湿地の環境を示すものである。後背湿地形成後、意宇川の堆積や人工的な作用によって埋め立てられ、次第に三角州上面が前進していったことを示している。

三角州II面 三角州II面は、大門から出雲郷に発達する砂堆の東側、即ち中海側に発達する。三角州I面より低く、海拔1m以下の低湿地となって前面の干拓地に続く。この面は、意宇川の沖積作用によって形成された三角州が離水してきたもので、三角州I面とは、堆積環境を異にする。ほとんど起伏がなく水平である。砂堆付近では、後背湿地性堆積物である黒灰色の泥炭が地表面下80cmにみられるが、全体としてはグライ化シルト、粘土・砂である。

砂堆 旧国道9号線沿いに、海岸線に平行に発達し、大門、市向、竹花、出雲郷などの集落がこの砂堆上にのる。砂堆は断片的に分布するが、これは意宇川が氾濫の際、河道の変遷によって砂堆部分が切断され、中海側に流入したためであろう。最大幅は、安國寺付近で500mあり、全体に低湿地とは2mの比高をもつ。この砂堆は、意宇川左岸において2～3列となる。内側から、竹花、浄円寺、北陽高校などの集落が立地する。これらの砂堆間には低湿地があるが、高度の違いはなく連続的に中海側にむかって発達していったものである。砂堆は中海と美保湾を隔てる弓浜半島と同じような砂州の性格をもつものであろう。このような砂堆は電気探査より得られた資料からみると、沖積統基底堆積以後、後氷期の海面上昇に伴って、入海になった意宇平野の河口部を塞ぐ砂州として形成され続いたものと考えられる。砂堆構成物は、地表面下60cmまでがA層、それ以下は淡黄色の砂層で、小川疊を含む。砂層の厚さは、約18mである。

谷底平野 上流の須谷から狭い氾濫原を流下する意宇川は、早田付近から広い谷底平野を形成し、坪の内で扇状地に移行している。この谷底平野は扇状地的性質を持っている。日吉から坪の内までは、U字型に谷がカーブしており、3本の旧河道がみられる。現在の河道は、神納の切通しを通じて、直線的に流下する。谷底平野には、疊で構成された微高地がいくつかあり、集落・畑地に利用されている。平坦でなく、約1mずつの比高をもつ3段ないし5段の段丘状の地形からなる。明瞭に段丘化している劍神社の下の集落や畑地のる地形面は、褐色粘土が最上層にみられる。この面は上流の早田などにも連続的に対比が可能であり、下流部の扇状地面に続き、基準面の若干高い時期に形成された地形面と考えられる。

台地 松江周辺の段丘面には、山廻面、乃木面、大庭面が知られるが、意宇平野では大

草町西部の大庭に海拔25m前後の開析の進んだ乃木段丘が広く発達する。乃木段丘は意宇川流域では河岸段丘として追跡でき、早田では海拔40mになる。段丘堆積物は、層厚4m以上で円形凹凸からなり、石英安山岩・流紋岩・砂岩・花崗岩礫が主体である。上部には、大山系の黄色軽石と粘土質火山灰が堆積している。乃木段丘より古い地形面として、海拔40mと70mで区別できる面の保存が悪い2つの段丘面が大庭にある。このうち70m面は、地形度の高いクサリ礫からなっており、山陽地方の山砂利層との対比、関連が考えられる。意宇平野の周辺には、海拔4~7mの段丘がみられる。この段丘は、平均幅40mと狭いが、国分寺跡でやや広くなり、松江層・布志名層由来の青灰色シルト粘土が松江層に不整合に堆積する。竹矢小学校前の海拔4mの段丘面では、大山系のものと思われる黄色軽石が層厚1m以上も堆積する。この黄色軽石は局地的であり、人工的なものか、一次的堆積か判然としない。これらの低い段丘はおそらく、沖積世最大海進時の海面に対応して形成されたものであろう。

屋錦 茶臼山山麓から武内神社までの、中新統松江層と布志名層とを、中新統の玄武岩が覆っている。この地質境界部より下位の斜面に地氷り地形がみられ、その下部に屋錦が形成されている。

旧河道 意宇川と須田川の旧河道は、水田地割の乱れと微起伏や堆積物によって識別される。意宇川系の旧河道は、谷底平野に三列認められる(図4)。これらの旧河道は扇状地に入ると連続性が不明確になり、その末端は急に消滅する。扇状地と三角州Ⅰ面の境界付近から、再び明瞭な旧河道がみられる。これらの旧河道は、形成期が古くなるほど、旧河床面の高度が高く、形成期の新しい河道が、古い河道を切り込む関係にある。このような現象は、山地側の増傾斜運動の影響があざかっているものと予想される。従って旧河道の新旧は、この高さ的な吟味で可能になる。これによると、最も新しい旧河道は、日吉から剣神社の真下を通り、山麓に沿って、坪の内からは現在の河道に沿うようにみられるものである。この河道は平野の最も高い地点を通過する(図5)。これは、人工的に河道が固定されたことや、扇状地における天井川的性格をもつたためであろう。この河道跡に江戸時代の新田開発が行なわれており、有沢新田などの地名がある。

このほか、さらに時期の遅るものとして(1)大草町から六所神社の裏を通って三軒家・船宿に続く旧街道、(2)六所神社の東から、三軒家にむかう旧河道、(3)三軒家の北部から大門にむかう旧河道があげることができよう。旧河道相互間に存在する高低差の観察によれば、(3)の三軒家の北を通る河道が最も古く、(2)の河道が新しいとかんがえられる。これらの河道の形成年代については、まだおこなっていないがこの旧河道に堆積する砂礫層の上部にのる泥炭・木片のC₁₄年代測定で確認されよう。これらの旧河道は、現在周囲の水田面より0.3~1mも低い水田面となっているが、上部にはグライ化粘土・泥炭が堆積その下部には、青灰~黒灰色の砂礫層がみられる。

3 平野の構造

埋没地形 中海周辺の埋没地形は、既に中海地帯の地盤調査で明らかにされているように、海拔-10m～20m、-30m～-40mの埋没平坦面とこれらの地形面を刻む最終氷期の谷地形とがあげられる。埋没平坦面の形成期については、まだ明らかでないが、一部は大山・三瓶系の黄色軽石をのせる河岸段丘に連続している。試錐と電気探査によって得られた意字平野の埋没地形は、石英斑岩・布志名層・松江層・第四系の堆植物を基盤にして、中海側に傾斜する谷底平野状地形を呈している(図7)。大草においては沖積統の基底高度が海拔0mであり、現海岸線で-20mとなっている。今宮から三軒家にかけては海拔-10mであり、この地点までは埋没扇状地にふくまれており、坪の内からの平均傾斜は10%である。この谷底平野状地形の他に、平野北東端の八幡では、松江層からなる丘陵の東で、岬状にのびる海拔-5m以下の埋没平坦面が認められる。それは松江層を切る侵食面で、段丘堆植物はみられず、基盤上に直接層厚30cmの火山灰がのる。この火山灰の堆積期については不明であるが、少なくともこの埋没段丘面は、最終氷期極大期以前のものであるといえよう。また三軒家付近にも谷底平野状地形に変化を与える突出部がいくつかあるが、いずれも松江層・布志名層の基盤の突出部である。

沖積層の層相 埋没地形を覆って、沖積層が堆積する。沖積層の厚さは、扇状地で4mと薄く、海岸付近で20mとなり次第に層厚を増す。海岸付近の沖積層は下位から、下部粘土層(層厚6m)・上部砂礫層(層厚4m)・中部粘土層(層厚4m)・上部砂層(層厚2.1m)・(層厚1m)・上部粘土層(層厚2.5m)として区別できる。このうち中部粘土層と上部粘土層は、同時異相の関係にあり、堆積環境の違いを反映している。基底疊層上にのる下部粘土は、内鴻性堆植物で、緑灰色をなし、中海側にむかって層厚を増す。西限は扇状地と三角州1面の境界付近であり、海岸近くでは泥炭を含んでいる。

上部砂礫層は、淡青色～緑灰色を呈し扇状地の一部では、褐色を呈する部分もある。それは4cm以下の小礫をまじえたシルト混り砂が主体を占める三角州性堆植物である。この砂礫層は、上流の扇状地では、褐色の10cm以下の礫が主体であり、やや礫径が大きくなる。上部砂礫層の分布は、平野全体にわたっている。中部粘土層は、湿地～潟湖に堆積したもので、暗緑灰ないし泥炭を含む黒灰色である。分布地域は、今宮の東部から三軒家を結ぶ線の東側にあり、砂堆の内側に限定されている。



図7 沖積層下の埋没地形

上部粘土層は、青灰～褐色で平野全体に分布する。微高地では褐色、低湿地では青灰色を呈し腐蝕物が混入する。

これらの沖積層を、ハンド・オーガーのボーリングによって得られた資料からまとめるところ、図8のような結果になる。これは、上部粘土層と上部砂層を含めた層厚の等値線図であり、従って、各試錐地点での上部砂礫層までの深さが表わされている。この砂礫層までの深度状態によって、平野の微地形や発達史が明瞭に表現される。上部粘土・礫層が厚い地域を扇状地部にもとめると、真名井神社前にあり低湿地である（図5）。また、六所神社裏から東北方向に谷状にのびるものと、国府跡石碑のある砂堆背後の地域とをあげることができる。全体からすると、西から東に向かって、この層が厚くなる傾向にあるのは、意宇川の堆積環境を示すものであろう。逆に上部粘土・砂層が薄い地域は、大草の集落から種ノ口と、春日・今宮から船床までの地域である。前者は、旧河道にあたり、後者は、自然堤防地帯にあたる。いずれも、扇状地の末端から、三角州方面にかけて基準面の低下に伴なって、意宇川がより前面に堆積を進めた結果であろう。

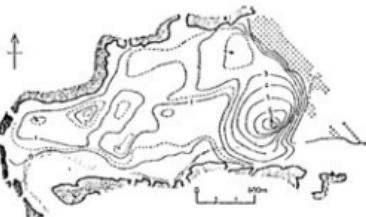


図8 上部砂礫層までの深度

4 意宇平野における条里制の施行 (PL. 12)

意宇平野には、見事な条里の耕地割が残存してきた（図9）。しかし、条や里・坪名などの遺存が甚だ乏しく、僅かに竹矢の大門よりのところに、現在の小字西原に隣接して、三条という小字が慶安の換地帳で拾うことができるだけで、坪名も右ヶ坪・梅ヶ坪などのように固有名詞化され、当初の数詞を復原できるものがない。

ただ、小字名、大體手・繼手添によって条里の東西基準線が平野西端の团原丘陵の中央と、平野の東端、出雲郷の大木部落の丘陵の北端を結ぶ線と想定される。

この線は、平野の中央を東西に通り (PL. 12-2), 『出雲國風土記』道度の条に見える郡家・国守北の十字街や、そこからの正西道がこの線にのるものと想定される。

南北線は、この東西線に対して適当な視点から直角をなす線を引いたものなるべく、意宇川の谷口に当る坪ノ内の東に続く丘陵の西端から昔の神奈備山、つまり現在の茶臼山方向に見透線を作ったとすれば、真名井神社の参道の松並木の線がこれに当たる。

これから6時間隔に里の界線が通ったとすれば、矢田・山代と竹矢の村界、さらに竹矢と今宮との村界が、それぞれ東に6時間隔で想定条里の界線にくるので、想定の妥当性を傍証するものと考えられる。

想定条里の地番の復原は、前述のごとく遺存の関係地番名が三条のみで、甚だ困難であるが、松江市西北の講武村の条里では、坪並は西北隅が一ノ坪、それから東して、東北部が六坪、南に折返して七ノ坪、以下同様にして東南隅が31、西南隅が36の坪に終ると推定される。出雲の条里の坪並も一般原則に従うものとすれば、条は西から東し、里は北から南したであろう。

今もし、意宇郡の条里も、これと同様であったと仮定するならば、意宇郡の条里の一条は、真名井神社参道の線となるであろう。条里の打ちはじめは、原則としては郡の末端から行なわれる。意宇郡では以上の想定では郡の中央に一条がくることになる。

ところで一部の国では、例えば、播磨の場合のように、國府を通る条里が基準に選ばれてそれから左右に条を打っている。意宇郡の場合、真名井神社参道の線がとにかく一条と推定することができるのは、これが國府に関係があるからではなかろうか。

5 条里からみた國府の想定 (P L . 12)

意宇平野に条里を施行し、かねて國府条坊の計画を実施するに当っては、それまで氾濫をくりかえして平野を形成してきた意宇川の河道固定が並行して行なわれたであろう。上述の如く上代における意宇川は、大草部落北辺より平野中央を東北流するコースを最も多く流れていたようであるが、これを南部の山麓に沿って固定して、条里を施行したように思われる。すなわち國府は、この平野の中で地盤が高くて居住に適した西部の扇状地地域に計画されたであろう。固定された南の意宇川と北の神奈備峰間の平野部は、南北の幅が条里で6町の長さであった。

a 方6町説 恩田清氏が提唱されたもので、西極は真名井神社参道より東2町、北極は真名井社と客ノ森を結ぶ東西畦畔、南極は意宇川に至る。西北辺には土壙址と想定できる畦畔の高まりがあるが、西極にそっては認められない。発掘の結果も、この想定を支持する証跡は発見されなかった。なお、この想定府郭の基点とされた國府跡方2町は発掘遺構の所在からみて、やや西北に偏しているように思われる。

b 方8町説 諸國府の規模は、国の等級に応じて大小があったかと思われるが、大国・上國の場合、方8町の例が多いようである。『出雲國風土記』道度の条にのべる國府北の十字街を条里の想定から六所神社北3町、字籠手添の地点に想定し、ここから東西南北各4町に府郭の極限を求め、方8町の城を想定すれば、西極・南極は恩田説と一致し、北極・東極はそれぞれ2町離れた畦畔となる。さらにこの想定府郭にマッチする國府跡は、六所神社を西北におく方2町とされるので、発掘遺構とかなり妥当する。なお府郭の東北隅は三軒家の集落がある小字丁ヶ坪で、ここから國分寺跡に向ういわゆる天平古道が通じている。

c 11町×6町説 一般に國府の外郭には土居が作られ、四隅には神祠やその他勝物が

おかれたように思われる。三軒家西南の客ノ森（PL.12-3）は恩田清氏により、風土記の意宇の森に比定されたが、これから南の意宇川堤防上の春日一本松と同一南北線上にあって、境界勝示たる性格をおびるものと判断される（PL.12-4）。

これらを西に条里線上に見通すと、西北には真名井神社の大楠、西南には意宇川の南の田の中に客ノ森類似の小さな高まり（PL.12-5）が水田中に残され、これは真名井社参道の延長線上にある。

以上、4ヶ所を国府郭の四隅を示す勝示と解すれば、東西の長さ11町となる。

国府のプランには、方8町のほか方5町、方6町などの例が想定されているが、11町という奇数例は始めてである。しかし幅6町、長さ11町とすれば、面積66町、方8町の面積64町に甚だ近い。出雲国の場合、南北幅が地形の関係上、6町に制限されたので、東西の長さを11町に延長して面積上の規格を保ったものではなかろうか。

この府郭の四周には、それを示す土壙又は堤防、高道などが設置されたであろう。真名井社参道はその最も良く保存されたものであり、北辺も上述の如くその西部に土壙跡を認めることができる。南辺の意宇川沿いの堤防は、その後の意宇川の氾濫によって西部はずっと北上して、府郭の西南隅は前述のごとく現河道の南にとり残されている有様である。なお、東辺にそって、1町の幅をとて意宇川を北流させたかもしれない。果して然りとすれば、春日一本松から北に続く堤防は、その名残りで客ノ森に沿ったものが氾濫によって破壊されたものであろう。

この想定国府城の中央南辺に国府の敷地をとれば六所神社敷地を含む2つの坪を中心に西側に半町ずつとすることができる。出土遺構から見て当らずといえども遠からざる想定のように思われる。（米倉二郎、吉田栄夫、成瀬敏郎）

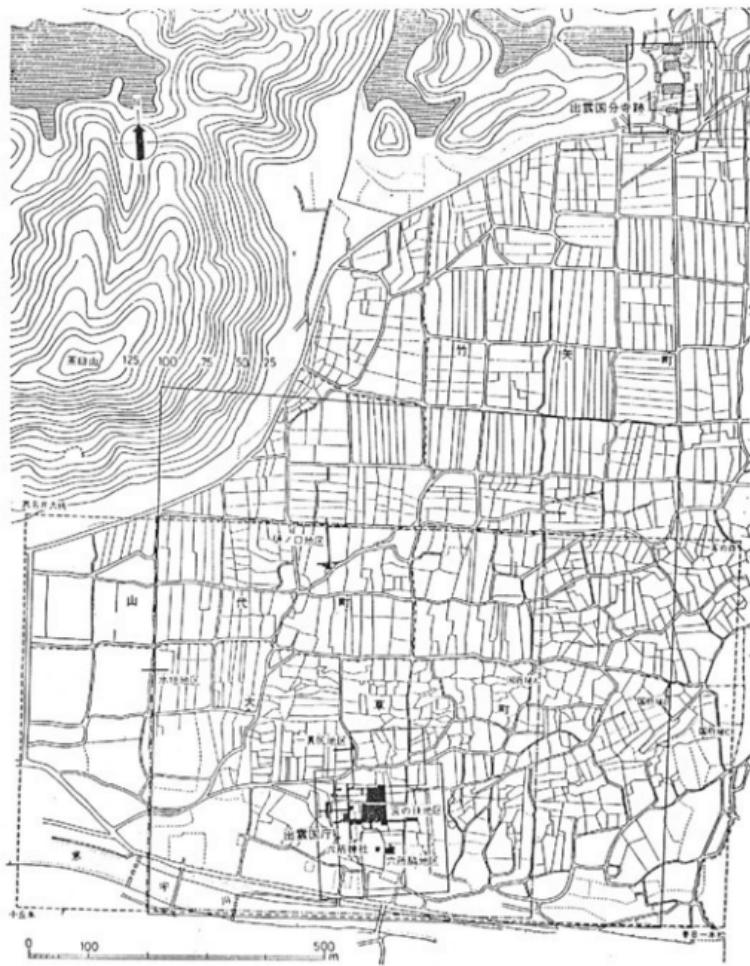


図9 国府・国守の推定と発掘地区

V 遺構

1 発掘地区

宮の後地区 六所神社の後方に接し、周囲より一段高い水田である。第1次調査で、六所神社の西側の水田に試掘坑を設けた。その結果、西方と北方を大溝で画し、内側に掘立柱建物などの遺構のあることがわかる。出土遺物によって遺構のなかには、奈良時代に属するものがあることもわかる。だが、遺構が希薄であることから、中心がさらに東へのびることを推測した。第2次調査は主として六所神社に北接する水田でおこなう。そこでは、南限を画する溝と、その北方に展開する広場と大型の掘立柱建物群が存在することがわかる。第3次調査では、建物群の全貌をしるため発掘区を北大溝の線までひろげ、この地区が数条の溝と越物群からなる規格性にとむ官衙であることがあきらかになった。

六所脇地区 第2次調査の後、宮の後地区的建物配置が政厅になりえないという疑点がでる。第3次調査の宮の後地区があきらかになった段階で、政厅をもとめて六所神社に接する畠地（宇六所脇）に発掘区を設ける。その後発掘区を拡張し、神社の拝殿東側にも試掘坑を設けた。この付近は、六所神社と地続きで、北側の水田より一段高くなり、南・東邊は民家に接する。ここで、南面する5間4面の掘立柱建物を検出し、政厅遺構の一郭に遭遇した可能性がつよくなる。

水垣地区 第2年度の調査目的の一つは、国府城をすることであった。調査地は、忍田清らが条里地割りから推定した方5町説にしたがう。水垣地区は府城の西限をしるためである。真名井神社の参道に近い水垣の水田に幅4m、東西40mの試掘坑を設ける。ここでは、耕作土と床土を除去すると黄褐色の地山があらわれ、遺構はまったく検出できなかった。

橋ノ口地区 第2次調査で、国府城の北限をもとめて山代町字橋ノ口の水田で試掘坑を設ける。この付近は、周囲より一段高く、一部は畠地として利用されている。ここでも奈良時代の掘立柱建物などを検出したが、国府城の北限を物語る遺構はなかった。

一貫尻地区 宮の後地区に北接する宇一貫尻の水田に東西に長い試掘坑を設ける。河原石が集積し少し高い東の部分と、西方に向って次第に深くなる窪地を検出した。

以上、3年度にわたる調査対象地区的あらましをのべたが、つぎに水垣地区をのぞく各地の遺構の状況を奈良時代を中心にしてのべよう。なにぶん調査範囲がせまく意をつくせない部分があるがそれらは今後の調査に期待したい（図9）。

2 宮の後地区 (PLAN 1.2 PL.1~5)

宮の後地区は排水の悪い水田である。厚さ20~30cm前後の耕作土を除くと、その下に中・近世の土器片を混える厚さ10cm内外の砂利がひろがり面をなす。この面からは遺構を見ることはできない。これを除去し、下層の整地土に達すれば遺構があらわれる。この層からみえる遺構には、黒色の灰状の土が充填している。それは不規則に掘込んだ小柱穴、土塙、井戸などであり、作出の遺物から中世の遺構であることがわかる。部分的には、そうした中世遺構とともに奈良時代の遺構があらわれる。だが多く奈良時代遺構は整地土層では判別しがたく、地山面に達しなければ輪郭をたどれない。この段階で古墳時代の遺構も検出できる。地山は一樣でなく、粒子の細い砂地の部分や粘着性のある黄褐色の粘質土の地層からなる。

今までに検出した出雲国守の奈良時代遺構は重複関係などによって、A~F期までの6期に区分できるが、この地区ではB期からはじまる。

B期 (図10) この地区を大きくとりかこむ西大溝 (SD004)、北大溝 (SD005) をつくる。北大溝の内側に溝 (SA027) と溝 (SD048) とを平行に設ける。この掘・溝に対応する状態で、北大溝の南34mの地点に東西方向に走る溝 (SD027) をつくる。2条の小溝ではさまれた区域に2棟の掘立柱建物と1条の柵をおく。建物はいずれも南北棟で、南の溝に接して3間 (5.6m) × 3間 (5.6m) 東廻付の建物 (SB005) がある。その北へ4mへだてて6間 (12.6m) × 2間 (4.2m) の建物 (SB017) をつくるが、その東側柱列はSB005の身舎妻柱にそろえる。SB005の東廻の東方15.7mのところに3間 (6.3m) の柵 (SA010) がある。なお、北大溝の北5m前後のところに東西に走り北へ曲る溝 (SD034) がある。この溝の北方にさらにおかれて、官衙の地割りが区画されているのだろう。

C期 (図11) 西・北大溝は継続。この内部を画する溝をつくる。溝はいづれも河原石を立てて並べて護岸し底に砂利を敷く。西大溝の東約46m離れた北大溝に溝 (SD047) が注ぐ。この溝は南へ33m流れて会所 (SD053) の西邊にとりつく。会所は河原石で方形に囲み底に砂利を敷き、西、東、南の3辺に溝をとりつける。東邊の溝は不明。南邊の溝 (SD046) は約3m南流して東西方向の溝 (SD025) にとりつく。SD025の西端は、SD047の延長線上から南流。東端は会所の東約26mのところで南に折れて (SD018)、約4m流れる。それ

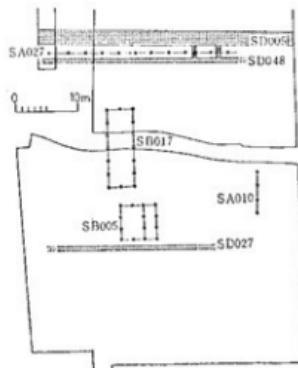


図10 宮の後地区主要部B期遺構

は、また東へ4m流れて南流する(SD017)。SD017の南端は破壊されているが、SD018との接点から南約11mのところに東西方向の溝(SD020, 022)と連結した痕跡がある。SD022にはまた南流する溝(SD021)がとりついている。発掘区の東邊で検出した溝(SD035)とその西側につくる石敷面もこの時期のものであろう。SD035はSG001に破壊されるが、おそらく南流してSD022にとりつくのである。この付近には建物の痕跡がない。



図11 宮の後地区主要部C期遺構

溝で囲んだ内部に2棟の振立柱建物と3条の柵を設ける。2棟の建物(SB006, SB016)は、東西棟5間(24.8m)×2間(6m)の同規模の建物で、東妻をSD018にそろえ4.7mへだてて南北にならぶ。SB016の西妻の延長線上には柵(SA029)がある。それは北へ2間(10m)のびて東に折れる(SA026)。SA026はB期のSD048にかさなり、7間(17.6m)ある。2棟の建物の東側に2間(4.8m)の柵(SA016)がある。

西大溝にとりつく東西方向の溝(SD045)は東の部分に破壊をうけるが、この時期に属するものであろう。

D期(図12) この時期の遺構は少ない。西・北大溝は存続するが、C期の溝の多くは埋められる。C期の建物の跡に南北棟の振立柱建物(SB007)がある。それは4間(9.7m)×2間(5m)であるが、北から1・2間目の梁間中央に柱をたて、しかも2間目の柱間が他より狭く、2間×1間建物と2間×2間建物を連結したような形態をとる。溝にはSD023とSD019がある。破壊のため詳細は不明であるが、SD018と連結して東の窪み(SG001)に注ぐ。なお、SD023は底に扁平な河原石を敷き、両端に河原石を立並べる。柵は3条ある。うちSA025はC期の柵(SA026)を踏襲する。またSA012, SA019もこの時期に属するのである。SA012の南に建物とおもわれる柱列(SB010)がある。

E期(図13) 西・北の大溝はこの時期まで存続。北大溝の南約51.5mの地点で東西に走行する溝



図12 宮の後地区主要部D期遺構



図13 宮の後地区主要部E期遺構



図14 宮の後地区主要部F期遺構

(SD010) をつくり、この地区を大きく南北に区画している。溝の西端はSD045の消るあたりだろう。東端はこの地区から一段下る宇佐共衛田にまで伸びているようであるが、削平が著しく詳細不明。SD010の北岸に柵 (SA003) が平行している。SA003の西端もは、溝と同じ地点で終るだろうが、東端は未だある。SA003には3条の柵 (SA004, 005, 007) がとりつき北にのびる。北大溝の南9mの地点に東西方向の柵 (SA023) がある。SA003に対応するのであろう。

SA003の北方24.5mの地点に東西棟の掘立柱建物 (SB009) をつくる。5間 (10.7m) × 2間 (4.8m) であるが、西から1・2間目の梁間中央に柱をおき、東西の中央2.5間目の位置に間仕切をつくる。SB009の南側柱の西妻に柵 (SA024) を連結する。また南側柱から南6.7mの地点にも4間 (12m) の柵 (SA018) を設ける。SA024の斜め北に南北棟の掘立柱建物 (SB025) をつくる。5間 (11.5m) × 2間 (4.8m) で、その東側柱の北から1間目の柱に東西方向の柵 (SA021) がとりつく。SA021は5間 (12.9m) で北に折れて北限のSA023に連結する (SA022)。D期のSD023などの溝は廃絶し、その北側にSD025, 024をつくり、SG001に注ぐ。

F期 西・北大溝は埋められる。この時期の遺構は柵と溝であるが、その内容についてはよくわからない。

以上のような時期区分の可能な遺構以外に、所属時期をきめがたい遺構がある。すなわち西大溝 (SD004) とE期南北柵 (SA004)との間に介在する小さな掘立柱建物群 (SB001, 002, 022)、あるいは西大溝の外側につくる柵 (SA004)などである。

奈良時代を中心とする遺構のほか、古墳時代の遺構としては竪穴式住居 (SB003, 023) や溝 (SD001, 016, 052)などがある。また中世の遺構としては井戸 (SE001~009) や土塁、無数の掘立柱などがある。掘立柱が建物として確認できるものは少なく、わずかにSD047の上

層で南北棟、5間(12.2m)×2間(5m)の建物が確認されたにすぎない。

3 六所脇地区 (PLAN 3 PL.6)

この地区は北側の水田より約1m高い畠地である。耕作土を除くと、中世の土塙や掘立柱を掘込む厚さ30cm内外の一種の盛土となる。この盛土を除去すると、奈良時代や古墳時代の遺構があらわれる。そうしたことから、結果的には、宮の後地区の遺構面と余り大きな落差がないことになる。

奈良時代の遺構は、2~3時にわたる柱穴であるが、建物としては新田2時に区分できる。古い時期の柱穴は、宮の後地区のB期遺構、あるいはこの地区での新しい時期の柱穴よりも軸線が約5°30'西に偏し、磁北に近い。新しい時期の建物方位は宮の後地区の方位に合うので、西に偏する建物はB期に先行し、A期とする。A期の遺構は発掘区が狭く全貌を把握できないが、2棟の掘立柱建物である。SB019は東西棟で、3間(5.6m)以上×2間(4.4m)の建物で、東から1間目の梁間中央にも柱穴がある。SB018は建物方向が不明であるが、5mの間隔をおいて2列の柱穴がある。新しい時期の建物(SB020)は、B期ないしはC期に属するであろう。建物の全体を検出していないが、東西棟で5間(14m)×4間(10.8m)の5間4面建物がかんがえられる。身舎の柱間は3m、雁間は2.4mであるが、雁の柱列には建替がみとめられ、元来は2.9mの柱間であったことがうかがわれる。

古墳時代の溝(SD054, 055)は巾2mで発掘区を東西に横切っている。各溝は大きく上層と下層との2時にわかれ、上層では土師器と須恵器が共存し、下層からは土師器のみ出土する。中世の遺構はまとまらないが、フイゴの炉跡や羽口があり工房跡とおもわれる。また上層の土塙からは綠釉陶器の破片が多数発見されており、古代末から中世にかけての時期に盛土整地をおこなったことがうかがわれる。

4 一貫尻地区 (PLAN 3 PL.7)

幅3m、長さ38mの試掘坑を字一貫尻の水田に東西に長くいれる。試掘坑の東端の道路に接して、耕作土直下から石敷面があらわれる。南北にのびるようであるが、北側は後世の溝によって破壊されている。この石敷面は東端の道路から4mの地点で終わりそれ以西は次第に低くなり低湿地の窪地となる。そこからは土器、木器などが発見されたが、建物はまったくなかった。また、古墳時代の土器が堆積する土塙もあった。

その後の調査で、この石敷面は宮の後地区の北辺を流れるSD034が北に折れる延長線上にあたり東方にひろがる何らかの官衙区画の西端に遭遇しているらしい。

5 植ノ口地区 (PLAN 3, PL. 7)

字植ノ口と字杓子免の水田に、幅 3m, 長さ 85m の試掘坑を設けた。耕作土と床土を除去すると黄褐色粘土の地山に達する。杓子免と植ノ口との間では約 1m の高低差があるが、府城を想定しうる築地とか溝の造構はなかった。植ノ口部分では 3 棟の竪穴式住居 (SB013, 014, 015) と 2 棟の掘立柱建物 (SB011, 012) を検出し、いずれも奈良時代に属する(図15)。竪穴式住居は長方形の平面形で、羽口などの遺物があった。掘立柱建物は重なって発見され、古い建物 (SB012) は 3 間 (7.2m) × 2 間 (4.8m)、新しい建物 (SB011) は 5 間 (10.2m) × 2 間 (5.2m) 以上で北廂付である。これらの建物は宮の後の建物群とは方位を異にし、条里方位に近い(図15)。(坪井清足・町田章)

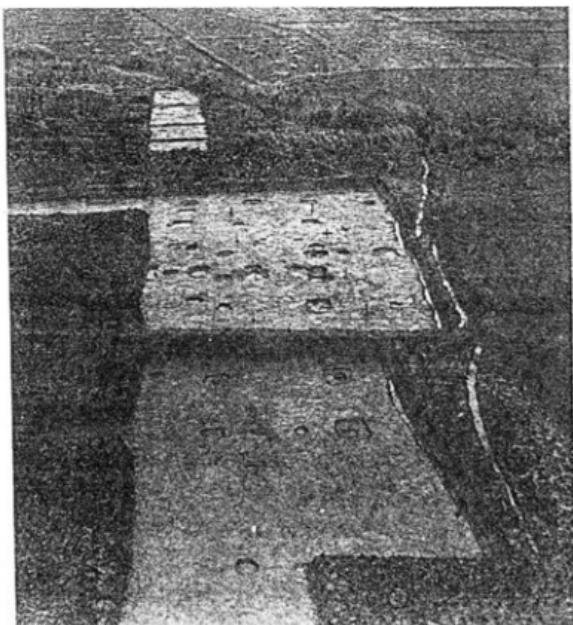


図15 植ノ口地区的遺構 (SB011・012 東から)

VI 遺 物

遺物は、宮の後地区・宮の脇地区に集中し、それ以外の地区ではきわめて少ない。それらは古墳時代から中世におよぶ遺物を包括しており、きわめて複雑な様相を呈する。

古墳時代の遺物は竪穴式住居や溝から発見され、奈良時代の遺物はおもに溝・土塙・整地土から発見される。平安時代以降中世におよぶ遺物は、井戸・土塙などの遺構とともに発見される場合が多く、主として耕作土直下の擾乱土層に堆積している。

長期間にわたる多量の出土遺物について、十分整理がおこなわれておらず、遺物全般にわたる詳細な検討は将来にまたなければならない。ここでは、国府時代の奈良時代遺物を中心とする出土遺物について、以下概観してみよう。

1 奈良時代の遺物

a 土器 (PL. 8, 9 図16~18)

奈良時代の土器には、須恵器と土師器がある。発掘中の所見では前者のしめる割合がたかく、しかも供膳形態の器種が多い。

須恵器 須恵器は遺構との関連や形式的変化によって、およそ5形式に区分できる。うち第5形式は平安時代初頭に位置するものであるが、便宜上この項でとりあげる。形式分類はいまのところ特徴ある杯蓋の器種を中心とするもので、器種全般にわたる変化に対する検討に着手しておらず、試案の域をでない。

第1形式 SD010の北岸の整地土層から検出した一群の須恵器。杯A(11)は小型でたちあがりのあるもの。つくりが粗雑で、きわめて小さい。杯B(6)は仕上げの粗い丸底で、口縁部はやや外傾する。杯C(7, 8)は底部の外縁に外傾する高い高台をつけ、底部と口縁部との境をロクロで削り、口縁部は外傾する。また、全面をロクロナデで丁寧に仕上げる。蓋A(10)は頂部をロクロで丸く削り、縁部との境が明瞭でない。蓋B(1, 2)は頂部をロクロで平らに削り、扁平形あるいは乳頭形のつまみをつける。縁端部の内面にかえりをつける。かえりには、その高さが縁端面より高いもの、同じもの、低いものなどがある。いずれも直径11cm内外の小型。蓋C(3~5)は頂部から縁部にかけてロクロで削り、外傾する環状つまみをつける。縁端部の内面にかえりをつける。直径15~20cmの大型。杯蓋以外の器種についてはよくわからないが、(9)の高杯もこの形式に属するのであろう。

第2形式 SD004出土須恵器のうち、後述する糸切り技法をともなわず、しかも第1形式に属さない一群の須恵器。杯A(18)は第一形式杯Cの形態を踏襲するが底部への高台貼りつ

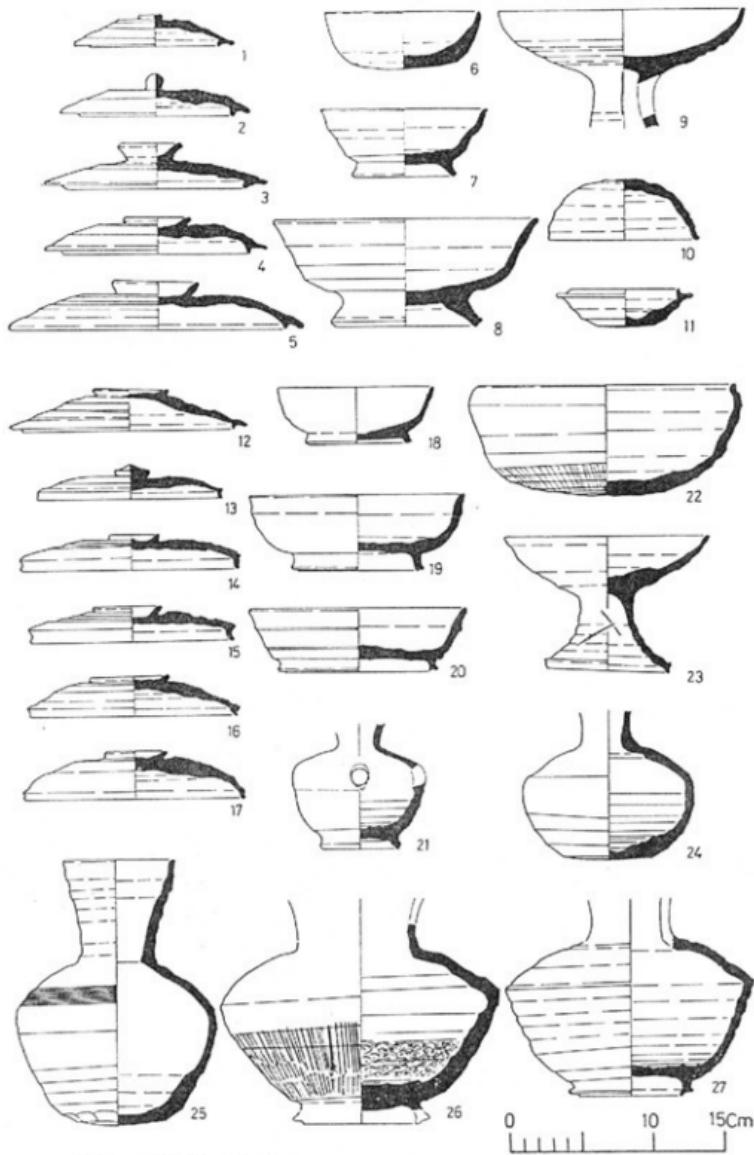


図16 奈良時代の須恵器（1）

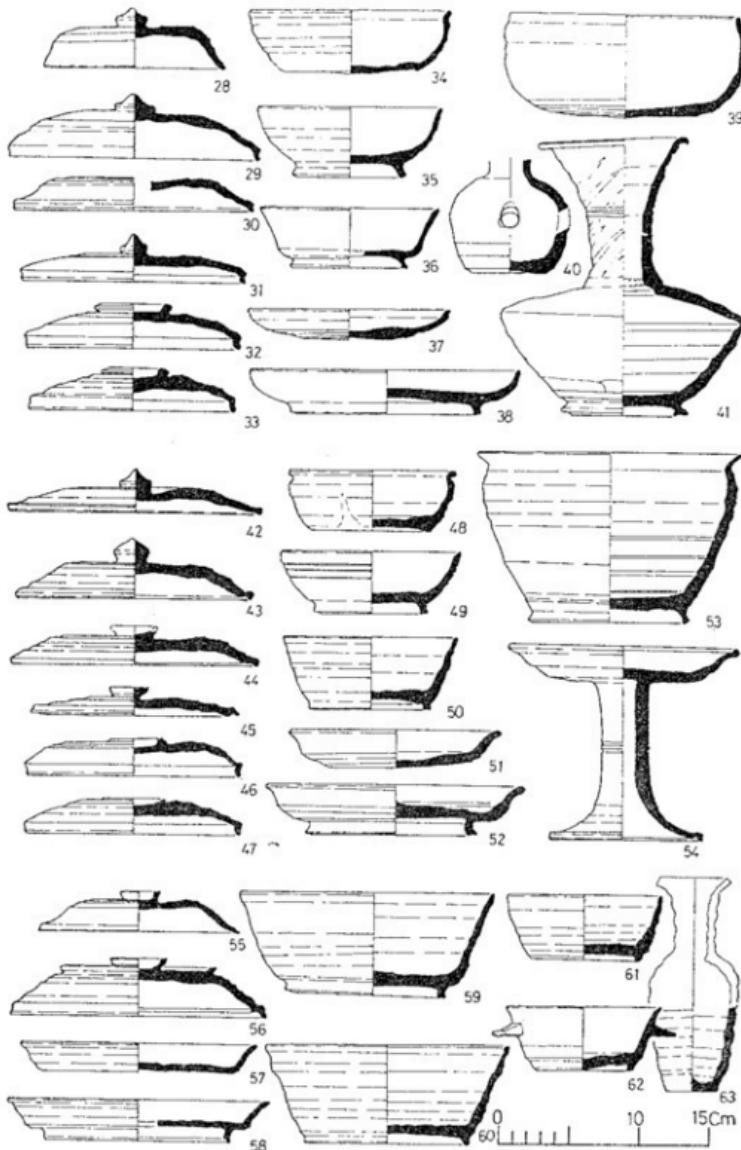


図17 奈良時代の須恵器（2）

け巾が狭く、高台もやや低くなる。環B(19)は直立する高台をつけ、底部と縁部との境が丸味をおびて不明瞭。全面を丁寧なロクロナデで仕上げる。環C(20)は底部にかすかにヘラ切り痕をとどめる。底部のやや内よりに直立する低い高台をつけ、底部と口縁部との境はにぶい稜角をなす。口縁部は外傾し、内外ともに顕著なロクロビキ痕跡をとどめている。蓋A(12)は第1形式蓋Cの形態を踏襲するが、頂部が狭くなり、環状つまみも低い。蓋B(13)はロクロ削りの頂部に宝珠つまみをつける。縁端部は直立。蓋C(14)は中央がわずかに隆起する環状つまみをつけたもの。蓋D(15, 16, 17)は頂部に丸味をもたせてロクロ削りをおこない、外傾する環状つまみをつける。頂部と縁部との境付近の器壁が肥厚し、縁端部が断面三角形に近い形態をとるものと直立するものとがある。環蓋以外の器種では、底部をロクロ削りで仕上げるもの(22, 24, 25)、あるいはロクロナデで仕上げるもの(21, 26, 27)とがある。

第3形式 SD047から出土した須恵器が基準になる。環A(34)は底部を糸で切りはなし、その上をあらうナデている。口縁部は内窪し、口端部がやや外反する。杯B(35)も底部を糸で切ったのち、粗くナデる。底部には外傾する高台をつけるが、底部と口縁部との境は明瞭でない。口縁部はやや外傾。環C(36)も環A・Bと同じ糸切り底。底部のうちよりに外傾する高台をつける。底部と口縁部との境は丸味をおび、口縁部は外傾する。蓋A(28)はロクロ削りで頂部を平坦面にして、宝珠つまみをつける。縁部の傾斜は直立に近く、器高が高い。蓋B(29, 30)はロクロ削りで頂部を平坦にし、麗平な宝珠つまみをつける。縁端部は直立する。蓋C(31)は頂部から縁部にかけてロクロ削りで丁寧に仕上げ、頂部を一段高く削り出して宝珠つまみをつける。縁端部は直立。大型の蓋Cでは、縁部上面に2本の沈線をいれるものがある。蓋D(32, 33)は第2形式蓋Dの形態を踏襲するが、環状つまみが突帯状に変形し、その上端部が平らになる。環蓋以外の器種でも底部に糸切り痕跡をとどめるもの(38, 40, 41)が多く、さらにロクロ削りないしはナデでその痕跡を消し去ったとおもわれるもの(37, 39)もある。

第4形式 SD005とSD034付近でおびただしく堆積した須恵器が基準。環A(48)は第3形式環Aと大差ないが、底部を糸切りのまま放置し、底面が凹面になるものが多い。口縁部は外反しその下部が一種の凹帯となる。環B(49)も底部は糸切りのまま放置し、低い高台をつける。口縁部は内窪気味で、外面にはロクロビキの痕をとどめる。環C(50)も底部を糸で切る。底部の縁端に低い高台をつけるが、口縁部のロクロナデと同時に調整するため、口縁部と高台との境が不明瞭。蓋A(42, 43)は、頂部を糸切りで平坦面にし、宝珠つまみをつける。頂部と縁部との境をロクロで削り、縁部はわずかに屈曲。なかには頂部の陥落するものもある。蓋B(44, 45)も蓋Aと同じつくりであるが、頂部に上面の回んだ扁平つまみがつく。器高が低い。蓋C(46, 47)は第3形式蓋Dの形態をうけつぐ。頂部の調整が粗く、環状つまみの内側に糸切り痕をとどめ、陥没するものが多い。つまみも低く、一層形権化する。環蓋以外の器種でも明瞭な糸切り痕跡をとどめるものが多い(51~53)。

第5形式 SD005, SD034付近の土器堆積を切りこんでつくる土壙状の遺構から出土した

頃器。十分な観察をへていない。環(59-62)は第3形式環Cと大差ない。だが、底部に糸切り痕跡をとどめるものはかにへラ切り痕のあるもの(62)もある。蓋(55, 56)は器高が高い。頂部に第4形式蓋Cと異なる環状のつまみがつき、縁部はわずかに屈曲。なかには頂部と縁部との境、口端部の内面に突起をめぐらすものがある(56)。環蓋以外の器種では皿(57, 58)の底部に顯著なへラ切り痕があり、粘土塊から水ビキした糸切り底の壺(63)もある。

土師器 出土した土師器の絶対量が少なく、かつ整理が不十分なので今後の検討を要する。ただ、SD004, SK047, SK001などの所見により環を基準にして大きく3形式に区分できるようである。

第1形式 赤色塗彩をはどこさず、暗文のあるもの。いずれも精良な胎土をえらび、焼成も良好。環(1~3)には底部を粗くへラで削り、口縁部をヨコナデにするもの(1)とその後口縁部にへラ磨きをおこなうもの(2, 3)とがある。いずれも口端部をわずかに内側に巻きこむ。内面はナデの調整の後、底部に螺旋状暗文、口縁部に2段の放射状暗文をはどこす。皿(5, 6)も同様の技法でつくるが、高台をつけるものがある(b)。蓋(4)は頂部をへラ磨きして宝珠つまみをつけ、内面に螺旋状暗文をいれる。器壁の内外面を丁寧にへラ磨きする鍋(7)もこの形式に属するのであろう。

第2形式 焼成前に赤色塗彩をはどこし、かつ暗文をいれるもの。この形式の土器には、底部をへラ削りとへラ磨きで調整するもの(9, 12, 14)と、底部に糸切り痕をとどめロクロ削りとロクロナデで調整するものとがある。この技法における2種類の存在から、今後それらを2形式に分離できる可能性がつよい。環A(9, 12)は底部をへラで削り、口縁部はへラ磨き。口縁部はわずかに外反する。環B(8, 10, 11)は底部を糸で切りはなし、底部と口縁部との境付近をロクロで削り、口縁部をロクロナデ調整する。内面では底部に螺旋状暗文をいれ、口縁部に一段の粗い放射状暗文をいれる。皿(13, 14)も環と同様にA・Bに区分できるが、皿B(13)では顯著なロクロ削り痕を底部と口縁部の境にとどめている。

第3形式 赤色塗彩をはどこし、暗文を欠くもの。環には口縁が内傾するもの(17)と外傾するもの(15, 16)とがある。いずれも第2形式環Bと同じく、ロクロ削りとロクロナデの手法が顯著で、なかには糸切り痕をとどめるものもある(17)。蓋(18)は頂部をロクロで削り、宝珠つまみをつける。縁部はロクロナデの仕上げで、口縁部が直立する。皿(19, 20)にも環と同様の技法がみられる。

環・皿以外の器種について、いまのところ十分な形式分類をなしえない。壺、甕についても赤色塗彩をはどこすものではなく、多く火がかかる。煮沸用の容器としてもちいられるものが多いのである。それらは、内面を粗くへラで削り、外縁を粗いハケ目で調整するのを原則としているようである(21, 22)。そのほか、弥生時代以来の土製支脚がある。大小の違いはあるが、柱状の粘土塊の頂部に三枝をつくる点が共通する。

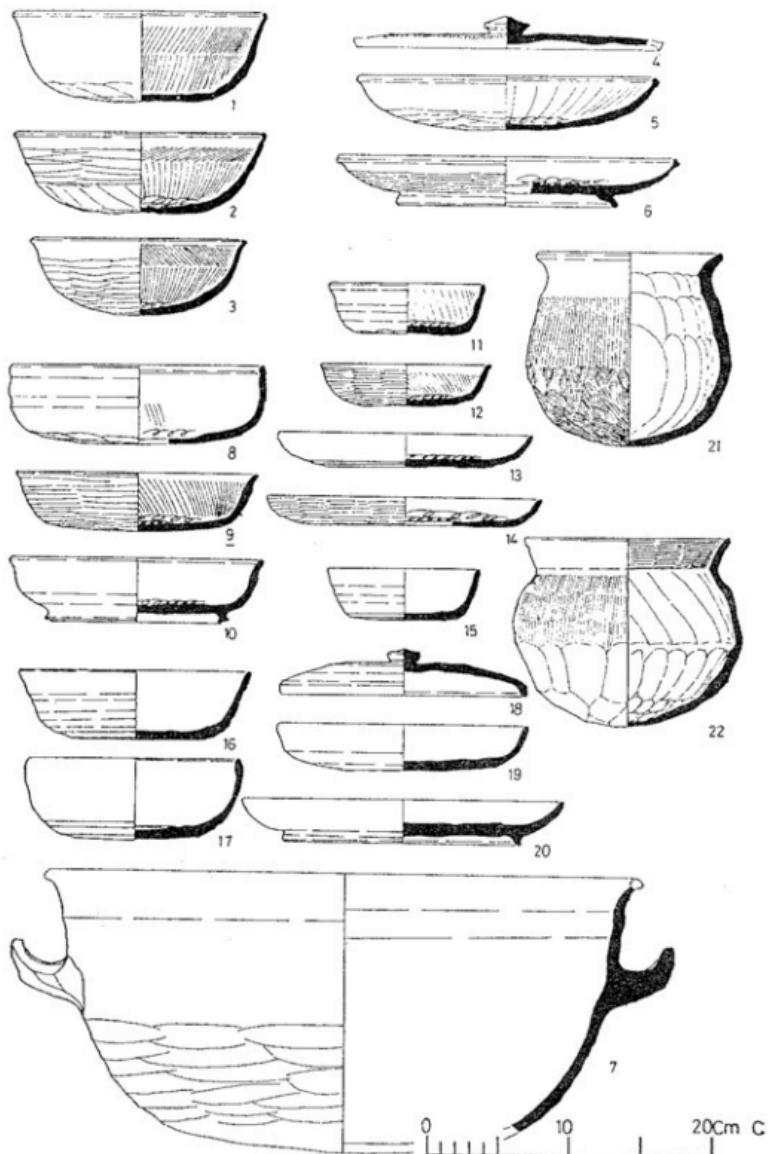


図18 奈良時代の土師器 (8~20赤色塗影)

須恵器と土師器 以上、須恵器を5形式、土師器を3形式に区分したのであるが、両者の関係はどうであろうか。

道構との関係でいえることはつぎの点である。

- SD010の北岸から出土した須恵器第1形式にともなう土師器はいまのところ不明。
- SD047では、須恵器第3形式と土師器第2形式杯Bとが共存していた。

のことから、土師器第1形式は須恵器第2形式と、土師器第3形式は須恵器第4形式とそれぞれ並行することが推測できる。

出雲国府における土器形式の分類は、この地方で盛行する横穴の副葬品である土器のあり方とも矛盾していない。従来、歴史時代の須恵器の多くは前庭部から発見されており、このことから細かな編年対比をおこなうのに困難がともなっていた。しかし、出雲国府の編年をとおしてみれば、意外にまとまりがある。2、3の例をあげると、松江市十王免横穴では第4・7号横穴の前庭部から第1形式の須恵器が発見されている。第4号横穴の須恵器のうち、環A、蓋Aの4組が前庭部中央床面におかれ、蓋Bなどの他の土器は前庭部右側壁前の平坦面から出土しており、両者に多少時期差がある可能性を示している。また第6号横穴の前庭部からは、第4形式の須恵器と第3形式の土師器が出土している。^蓋飯石郡三刀屋町神屋横穴からは第3形式の須恵器と赤色塗彩の土師器が発見されている。^蓋

つぎに、うえのような土器形式の属する実年代について考慮してみよう。SD004からは後述のように「大原評^二」の木簡が出土しており、その上限の1点が評制施行の時期(702年以前)にあることを示す。これを手掛りにして畿内の宮跡で次第に明らかになりつつある7・8世紀の土器編年に対比してみよう。蓋のかえりが次第に消失する第2形式の須恵器の状況は藤原宮の調査結果とよくており、蓋以外の杯あるいは土師器第1形式の技法などに類似する点がある。このことから、須恵器第2形式、土師器第1形式の年代を藤原宮の時期(690~710)において大過なかろう。だとすれば、須恵器第1形式は690年以前におくことができる。7世紀前半と考えられている大阪府陶邑TK217窯ではまだ古墳時代の形式を残す壊^壊蓋が存在しているが、出雲国府須恵器第1形式では古墳時代の形式の壊蓋はきわめて少なく、陶邑TK217窯以後の時期におかねばならない。

須恵器第5形式にともなう粘土塊から水びきする壺と同巧のものは、平城宮の天長2年(825)直後とかんがえられる井戸S E311Bから出土しており、平安時代初頭における特徴的な須恵器である。このことから須恵器第5の形式は、9世紀初頭に位置づけることができ、大体の実年代を知ることができる。

-
- 参考文献
島根大学考古学研究会「十王免横穴群発掘調査報告書」菅田考古第10号 1968
蓬間法暉「三刀屋・神代横穴」「島根県埋蔵文化財調査報告書」第1集 1969
猪熊兼勝「遺物の考察 土器」「藤原宮園道165号線バイパスに伴う宮城調査」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25番 1969
田辺昭三「陶邑古窯址群!」研究論集第10 1966

b 瓦 (PL. 10)

軒丸瓦、平瓦、丸瓦があるが、軒丸瓦は現在のところ出土していない。それらの瓦は、宮の後地区の建物群附近、六所脇地区に集中して発見された。

軒丸瓦の瓦当文様は2種類ある。A類は内区に復弁蓮華文を正面で現している。中房は一段くぼみ、1+4の蓮子をいれる。外区は圓線で画し、変形唐草文帯と珠文帯をめぐらす。この種の軒丸瓦は出雲国分寺瓦の第2類に相当し、第1類の創建瓦当文から著しく硬化したものである。B類は内区に四葉座風の突線文を引き、外区には変形唐草文帯と珠文帯をめぐらし、圓線で画する。瓦当面のはば中央に型破れの傷がある。この種の瓦当文様は、出雲国分寺・國分尼寺から出土し、両者は型破れ痕も共通しておりまったく同型のものであることがわかる。

玉様がつき、下面に布をあて半裁にする丸瓦と、上面に布目痕をとどめて下面に繩叩目や格子叩目のある平瓦が一般的である。

軒丸瓦の多くが、第4形式の須恵器とともに発見されていることから、奈良時代末期に比定することができよう。つまり、出雲国庁における瓦葺の開始時期がそのあたりにあることを物語っている。

C 木簡と墨書・ヘラ書き土器 (PL. 11)

木簡 木簡は全部で12点出土した。そのうち目立つものはつぎの3点である。他はいずれも墨書はあるが断片で判読できない。

1 大原評 □部□□

SD004より出土。両端は欠損しているが、おそらく貢進付札の断片であろう。大原評は、「後名類聚抄」・「出雲国計金帳」・「出雲國風上記」などにみえる大原郡の前身である。評制は7世紀中葉から淨御原令施行期間までおこなわれ、大宝令によって郡にきりかえられた。□部は部姓の氏を記しているものと考えられるが、判読できない。

2 進上兵士財□□ (表)

(裏)

SD005より出土。下端が折損しているが、上端・両端面はもとの面を残している。文書木簡の断片である。内容は兵士財□に関する品物を進上することについての文書であろう。

3 □□二石代

SD005より出土。両端、両側面とも欠損、文書木簡の断片である。

これらの木簡は山陰道はじめての資料であり、発見の意義は小さくない。

筆 出雲国関係の木簡として平城宮からはつぎの木簡が出土している。1出雲国若海漢 御賛

[附]

2出雲国交易紫柔三斤「大」 3府移出雲国司

墨書き・ヘラ書き土器 今までにつぎのような墨書き・ヘラ書きの須恵器がわかっている。

墨書き	ヘラ書き
1 爪 (口の外底)	6 由 (口の内底)
2 酒杯 (〃)	7 門 (口の外底)
3 貝 (〃)	8 社辺 (蓋の内面)
4 国 (〃)	9 苗代が (〃)
5 元 (〃)	

墨書き土器のうち、貝、国、元などは人名の可能性があり、酒杯は土器の用途をきしている。肩は厨屋のことと、土器の所産場所をさす。これらの墨書き土器はいずれも消費地である出雲国で書かれたものであろう。ほかに、則天文字の「地」と読めるものもある。

ヘラ書き土器のうち、苗代かは判斷しがたく意味も不明。由は一種の窯印であろう。これと同じ記号をいれた須恵器が松江市忌部湯崎窯から出土している。^{苗代} 門・社辺は產地名を記したものらしい。すなわち、安来市門生は『出雲國風土記』で門江浜と記載されており、その後方の丘陵には須恵器窯が群在していることから、門は門江浜の略とおもわれる。島根郡の大領が社部臣であることから、社辺は社部臣に関係するのであろう。島根郡の須恵器窯としては、『出雲風土記』にも記載されている大井窯（松江市大井町）が著名であり、その経営に社部臣が参与していることを示すのであろう。

ヘラ書き土器の存在は、国内各地で生産された土器が出雲国に集積したことを物語っている。このことは、畿内の宮跡から全国各地の土器が発見されるのと同じ契機にもとづくのであろう。今後、出雲国内の各地の窯跡出土品との対比を試みる必要がある。

d その他の遺物 (PL. 10 図19)

宮の後地区からは多量の碧玉・水晶・瑪瑙などの原石・剝片・玉の未成品が、河原石を利用した攻玉用の砥石とともに発見されている。それらは床土、整地土など広範囲にわたって分布するが、攻玉の製作跡は確認していない。

宮の後地区で大小さまざまな陶器片を発見した（図19-2～5）。

宮の後地区、櫛ノ口地区からはフイゴの羽口、るつぼ、鉄滓が出土している。いずれも断片で、使用状態で発見したものはない。漁網用の錐が数個あるが、いずれも長さ4cm～7cmの管状のもので、須恵質のものと埴質のものがある。

SD004からは鈴、曲物、櫛などが出土し、その他の溝からしゃもじ、くりぬきの箱などの木器が出土している（図19-6.7）。ススキは身と柄を組みあわせる形式のもので、身部だけ存在した。基部を突出させ、その下部と身の中央左右に方形の孔をあけて（上部の孔は貫通しない）。

参考 山本清「山陰の須恵器」『島根大学開學10周年記念論文集』人文科学編 1960
参考 近藤正「窯業 山陰」『日本の考古学』IV 歴史時代上 1969

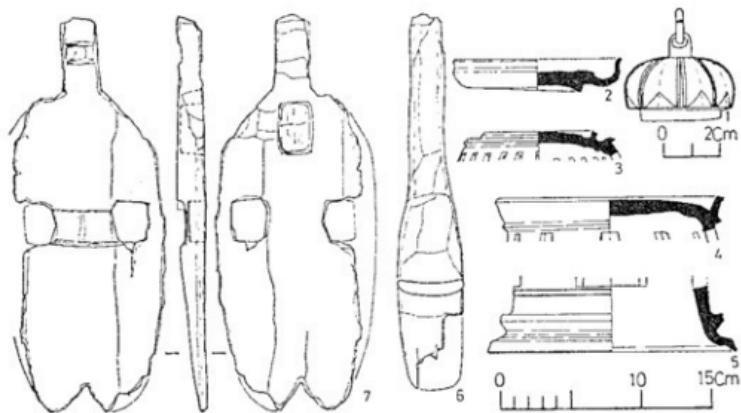


図19 奈良時代の陶瓶ほか

柄を縛締したようである。身の先端は腐朽しているが本来二股にわかれていたようである。桟はイスノキでつくる横桟。柱根はかなり残存したが、とりあげなかった。発掘段階の所見では、直径30cm前後のヒノキ材で筏穴をくりぬくものではなく、基部に一周の溝をほりこむものが多い。

SD005とSD034にはさまれる地域の整地土から2枚の和同開珎を発見した。一枚は銘化が著しいが、一枚は外郭の和字の右傍に籠の傷があり、開字の門がひらいていない(PL.10-7)。用途は不明であるが栓状の銅器が出土している。上面に蓮弁状の文様をいれ中央に鉢と環をつける。下部は直径を一段せまくし、少しく突出している。表面に気泡の目立つ粗製品である。(PL.10-4. 図19-1)

2 平安時代以降の遺物

a 平安時代の遺物

平安時代の遺物として明確に指摘できるものは、いまのところ綠釉陶器にかぎられる(図20-1～4)。須恵器、土師器については今後の整理に期待しなければならない。

綠釉陶器は杯・皿の器種に限定される。軟陶のものと硬陶のものとがある。綠釉陶器Aは胎土が灰白色を呈し、黄味をおびた釉薬をかけたもの。(1)は底部を糸で切りはなち、口クロ削りで口縁下部から底部にかけて整形し、低い蛇ノ目高台をつくりだす。口縁上部と内面はロクロナデで調整し、口縁端部に輪花(復原では5ヶ)をいたしたもの。(2),(3)も同巧のものであるが、(3)は底部を糸切りしたのち中央部をヘラで浅く削り、つけ高台の端面をへ

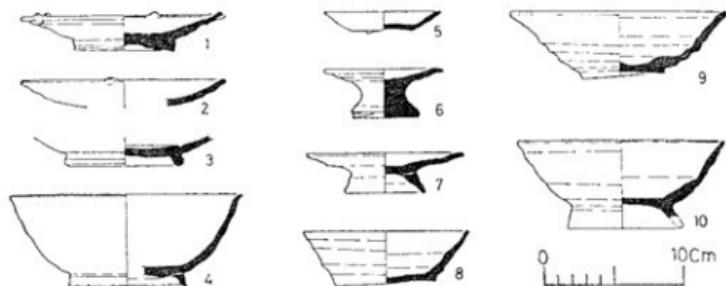


図20 平安時代以降の土器

ラ削りで調整している。縁釉陶器Bは、つけ高台で濃緑の釉薬をかけたもの。(4)はその1例で胎土が灰色の硬陶である。底部を糸で切りはなったのち、高台をつける。高台から口縁部の内外面にかけてロクロナデで調整し、口縁部はわずかに外反する。縁釉陶器Aが古く、縁釉陶器Bが新しいといわれているが、両者は出土地点をことにしており、前者は宮の後地区に集中し後者は宮の前地区に集中している。

b 中世の遺物

奈良時代の遺構を切りこんでつくる黒色土のはいった柱穴、土塙、井戸などから多くの中世遺物が出土している。大半は土師器、陶磁器などの破片であり、まれに鏡片、刀金具などをまじえている。

土師器は粗製のロクロビキ製品である(図20-5~9)。底部に糸切り痕をとどめ、口縁部に顕著なロクロビキのあとをとどめる。器種としては、環(8-11)、有脚小环(6, 7)、皿(5)にかぎられる。多くの場合、混然とたまて出土する。一時的使用に供したのちに棄てたものであろう。环には高台がつくもの(10)と平底のもの(8, 9)がある。後者は前者にくらべて著しく粗製である。有脚小环には圓足のもの(7)と実足のもの(6)とがある。前者は环部をつくったのち脚部をはりつけたもの。後者は脚部から杯部まで一気にロクロ上でつくり、糸切りしたもの。

3 古墳時代の遺物

古墳時代の遺構は、時期的にかなりの巾があり、各種の土器が出土している(図21)。

2基の竪穴式住居(SB003.SB023)からは、須恵器をともなわない5世紀の土師器が発見されている。(1)はそれらとは同時期の小型丸底壺である。いわゆる複合口縁の名残りをとどめる。口縁部はヨコナデで調整、口縁下部から肩部にかけてハケ目をとどめるが、胴部、

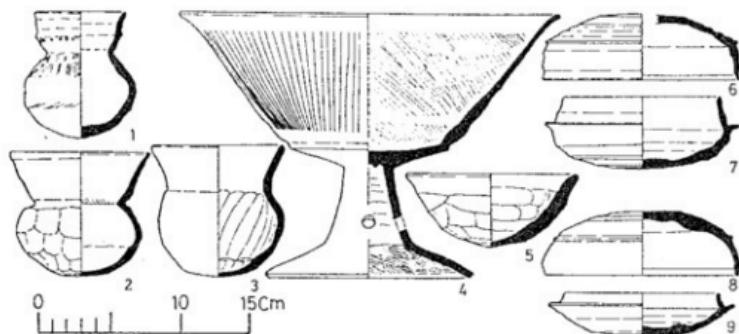


図21 古墳時代の土器 (4、5は赤色塗彩)

底部は不定方向のナデで仕上げる。そのほか高杯、壺、甌、土製支脚などがある。

六所脇地区の2条の溝(SD054, SD055)からは、5世紀前半から6世紀にかけての土師器と若干の須恵器が出土している。(2)は口縁部の大きな小型丸底壺で、口縁内面をハケ目でととのえたのちヨコナデで仕上げる。胴部は不定方向のナデ。(3)には口縁内面にハケ目痕をみとめることができず、胴部内面のヘラ削りが顕著である。(4)は大型の高杯。口縁部の内外面をハケ目でととのえ、口縁部はヨコナデで仕上げる。脚部内面はヘラで削り、その裾まわりをハケ目でととのえ、2孔をあける。そして、外面全体に赤色塗彩をほどこしている。(5)の小形甌は、内外ともヘラ削りしたのち、口縁部をヨコナデで仕上げる。赤色塗彩。なお、同形の大形甌がある。

古墳時代の遺物は奈良時代の遺構にかなり混入している。以下の須恵器はそうしたもののが例である。(6)・(7)、口縁部のたちあがりの鋭い蓋環で、天井部と底部に鋭利なヘラ削り痕をとどめている。5世紀後半のもの。(8)・(9)は、口縁部とたちあがりが鈍化した蓋環で、ヘラ削りの範囲を天井と底の中央部に限定している。6世紀末から7世紀のもの。

以上、主として古墳時代の土器についてふれてきたが、それ以外のものはよくわかっていない。ただ、奈良時代の遺物と同時に発見した筋鍤車や漁網用の鍤は古墳時代に遡る可能性がある。すなわち、筋鍤車は横断面を台形につくる凝灰岩製のもので、その形態は古墳から出土するものとかわらない。漁網用の鍤は、扁平な河原石の両側に刻目をいたるものである。

(坪井清足・町田章)

VII 出雲国府の復原

発掘調査によって、従来出雲国府と推定してきた大草町字宮の後付近一帯の地が出雲国府であることを明らかになった。その主な理由を列挙すればつぎのとおりである。

- 1 造跡が扇状地の末端にあたり、5世紀からこの平野でもっとも適した居住地であった。
- 2 奈良時代の造構配置に計画性があり、しかも長期間にわたって継続している。
- 3 大がかりな食事を推測する供膳形態の須恵器が多く、文書業務活動を示す硯、墨書き器が多い。つまり、多数の官人を収容した区域である。
- 4、官寺である出雲国分寺、出雲国分尼寺と同型の瓦が出土しており両寺を管轄する官府—国府であることを物語る。
- 5 国内における各地の窯の土器、貢進関係を示す木簡が出土している。

およそ、以上のような事柄のうち、ここではとくに(2)についてさらに検討を加えよう。

宮の後地区の復原 宮の後地区でもっとも整備される時期は、C期である。C期における造構相互の距離はほぼ天平尺の完数である。SD004・SD005を外郭の濠とするならば、SD047は内郭を画する構である。SD004とSD047との距離は160尺、SD047とSB016の西妻との距離は40尺、SD005とSD025の東端との距離は120尺。このことから、この付近の南北中軸線をSD047から東120尺の点に想定できる。それは南方のSD021の位置にあたる。この軸線の設定により、内郭幅240尺の両翼に幅160尺の外郭がかんがえられる。内郭はSD025の両端が南北することから、さらに南に延び東西幅と同じく南北の長さも240尺とかんがえられよう。つまり、内郭の後方に倉庫をおき、その南北半分を空間地帯とし、外郭には倉庫、雜舎を配置する官衙の一郭を宮の後地区に想定できるのである(図22)。

政庁の復原 六所協地区で検出したSB020は一般的の建物とことなる四面廻の平面形をとる。柱間の基準尺が広く、1尺が30cmの数値を示しB・C期より遅れる奈良時代末期の様相を呈する。南北軸線は5尺、東西軸線は3尺、それぞれ西と北に寄っているが、大勢としてはB・C期の地割を継続するといえよう。このことから、宮の後地区との関係は、推定南面内郭とSB020との心心距離80尺ということになる。

近江国府の発掘例によれば、政庁の幅240尺、中門、正殿、後殿の南北心心距離は160尺、80尺となり、後殿の北80尺の地点に政庁の北限が想定できる。この例にしたがえば、SB020を政庁の後殿とすることができ、東西内郭線の延長を政庁の東西幅とかんがえることができる。さらに政庁の南北長も近江国府によって320尺と推定することができる(図22)。

国庁の復原（図9） 現在推定できる政庁とその後方官衙との長さを加えると、560尺となり、これは内部東西幅240尺+（外郭160尺×2）の数値にひとしい。つまり、国庁の中心として方560尺の正方形プランを想定できるのである。一般に国庁域は方2町と推測されており、それにしたがえば、南へ40尺、東西へおのの80尺北へ120尺広げた線が国府域といえ、東側の推定線は水田の地割に一致している。

SD005の北側の溝、一貫尾地区の石敷、字日田岸の銅印出土地などの存在から官衙の一区画が想定される。北限は一貫尾の北方にある条里地割ことなる畦畔にもとめ、東は日岸田をふくむ推定東外郭延長線上にもとめることができよう。このようにして、100m×120m長方形の官衙街を国府域とかきねて想定することが可能であり、それはたとえば都家・軍團・駅家など国庁と同所にあるという官署ではなかろうか。

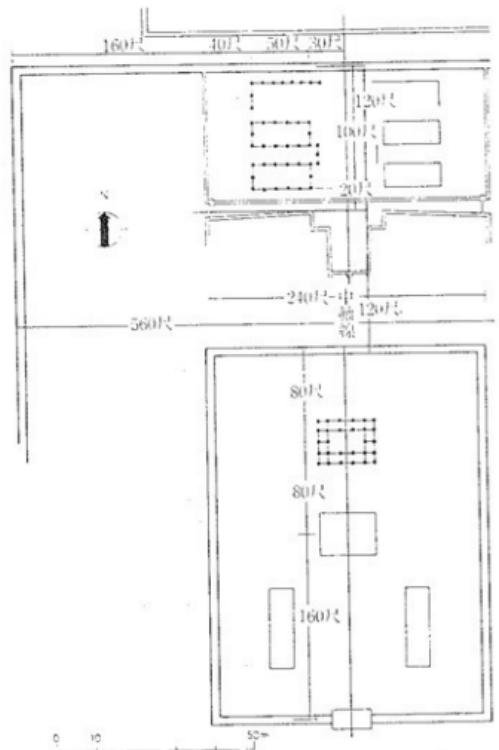


図22 出雲国庁の復原

今後の課題 3ヶ年の発掘調査によって、以上のことがあきらかになり、かつ推定しうるのである。それは未開の地にやっと第一步を踏み出したにすぎない。すなわち、近江国府から推測した政庁域の検証。それをとりまく官衙機構の解明など、発掘調査による大きな作業がのこる。さらに「出雲國風土記」の遺度ともいべき「北十字街」に対する調査など、意宇平野全般に対する調査が強く要請されるであろう。これらの課題を解決していくならば、「神話の国出雲」のイメージをはなれ、律令制下における国家と民衆の関係が、出雲国を舞台にしてあざやかに浮びくるであろう。（山本清）

図面・図版

人西集自然成里。又自入東至于大井瀬。自入東至于大井瀬。又自入東至于大井瀬。
居八千步許自國廳通海邊道矣。

大井瀬州有海風海松又造陶器也。

自國東北去西七里二百八十步至野城橋。又七尺度二丈又尺河又西三里至國廳意亭。朴家山十七衛而分為二邊三邊在小道旁

所今守進也復杜田櫻檢校

義字可相斗能者准諸

自國衛或革人令審官

可令勤行彼化事丁

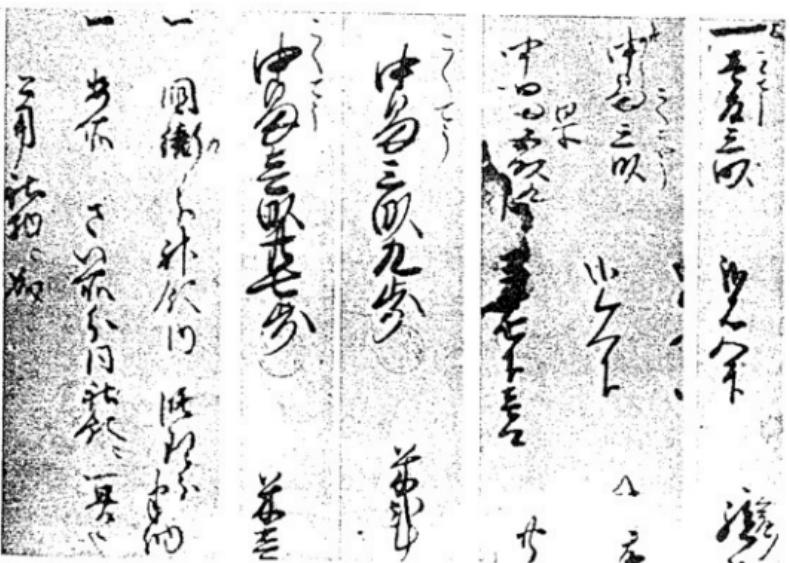
寧之狀如件

嘉祿二年四月日

日月歲次癸酉

2 平洪八幡宮文書

1 出雲國風土記（細川家本） 733



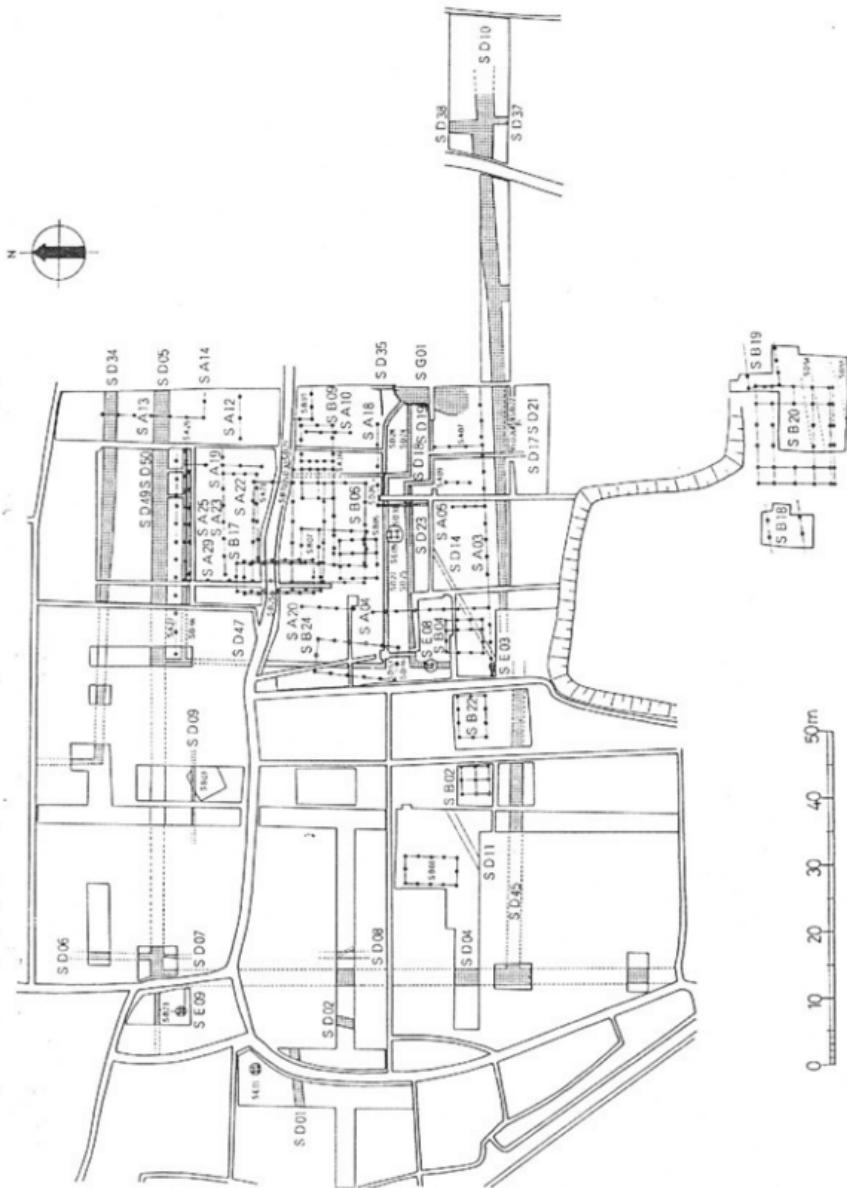
3 秋上文告 1558~1582

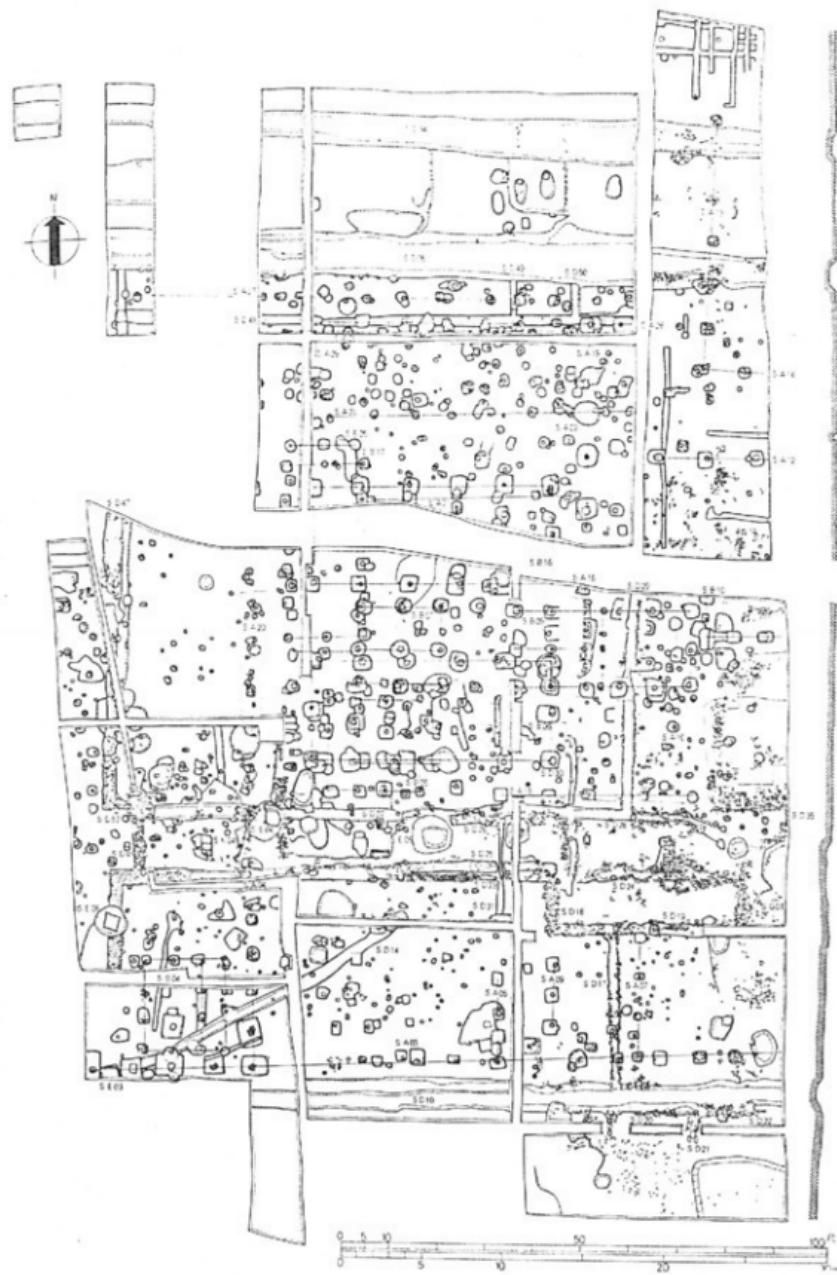
4 檢地帳

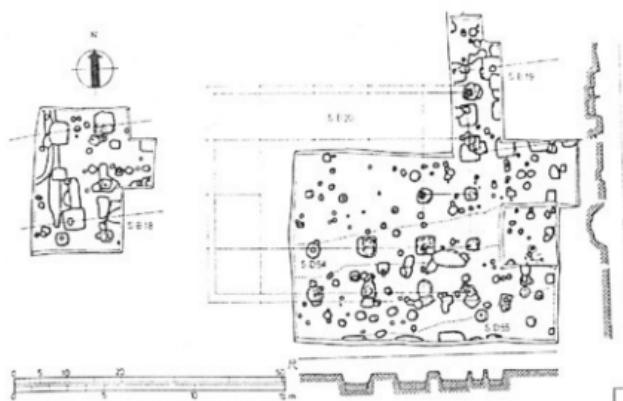
1671?

1611

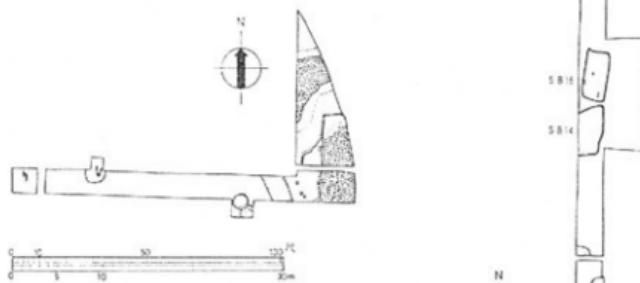
1602



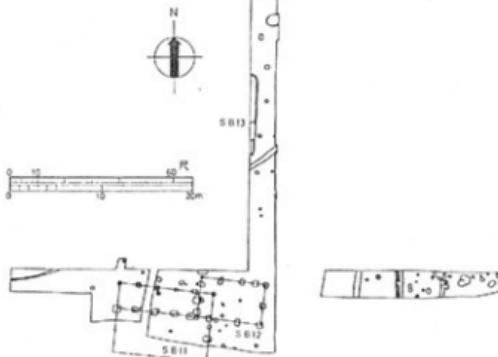




1 六所脇地区遺構実測図



2 一貫戸地区遺構実測図



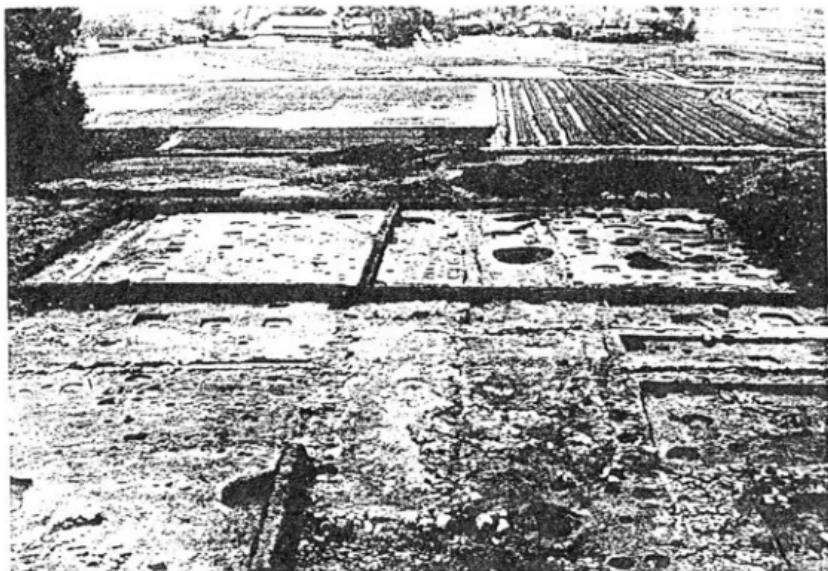
3 桜の口地区遺構実測図



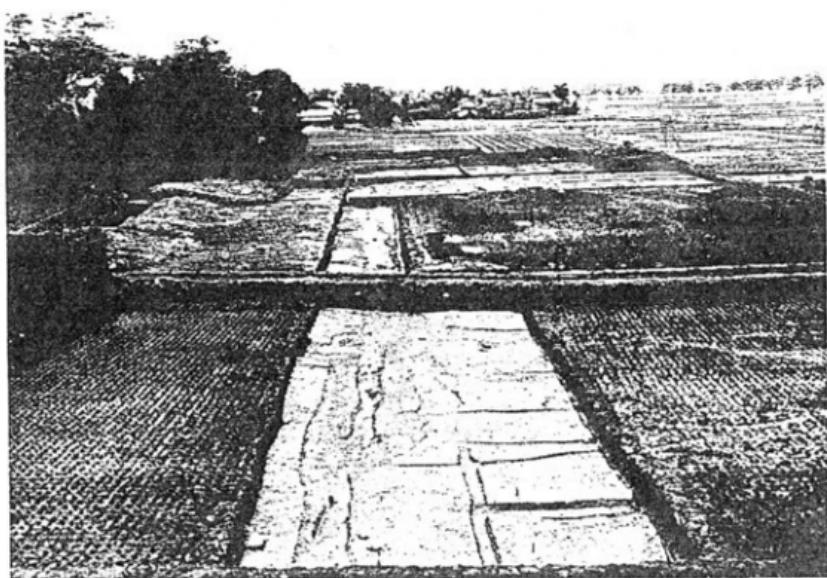
1 遺跡全景 (南から)



2 宮の後地区 内部 (西から)



1 宮の後地区 内郭（東から）



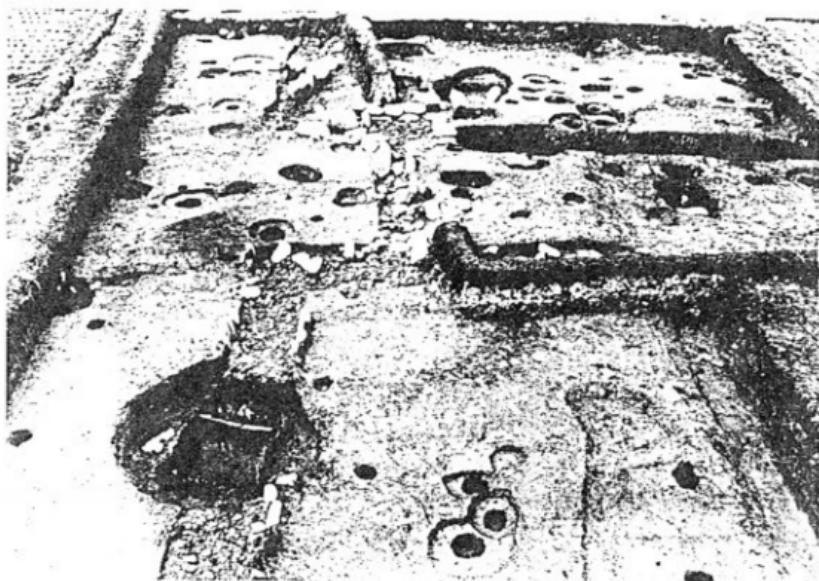
2 宮の後地区 SD010（東から）



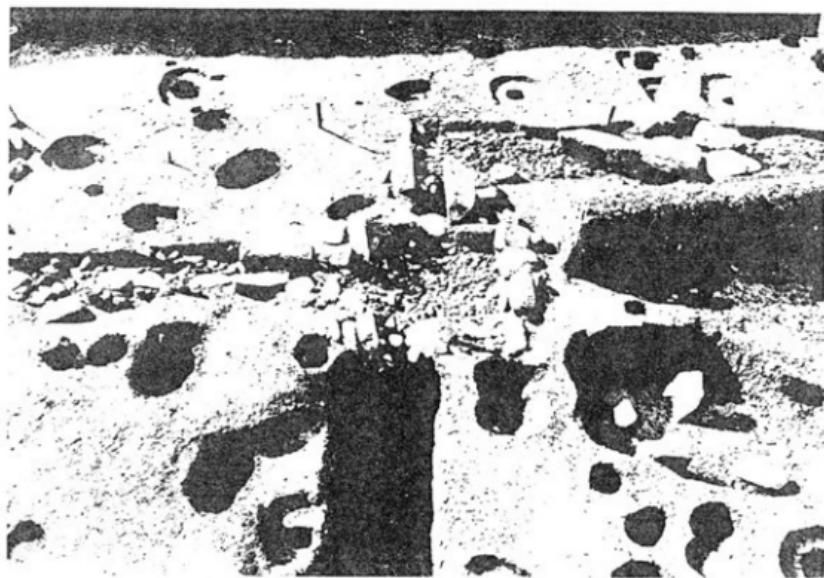
1 宮の後地区 SB016 (東から)



2 宮の後地区 SB001 (北から)



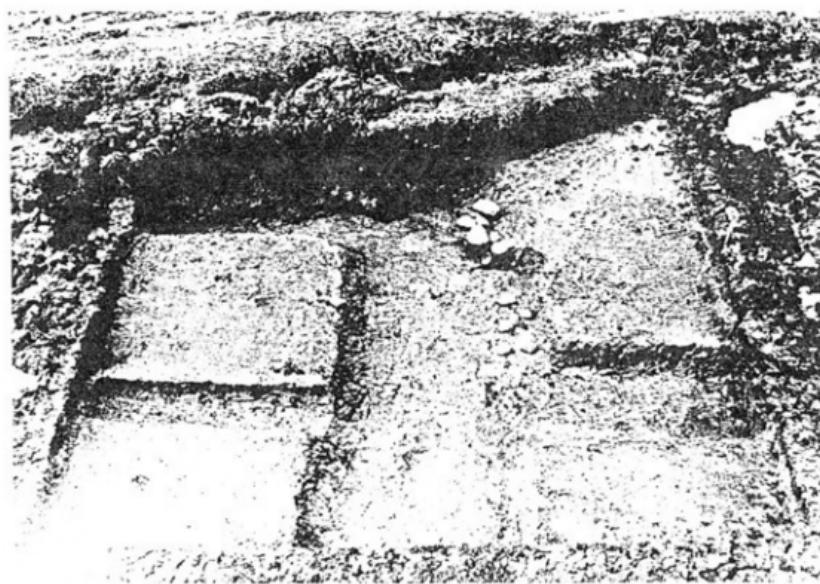
1 宮の後地区 SD047 SE008 SD053, SD046, SD025 (南から)



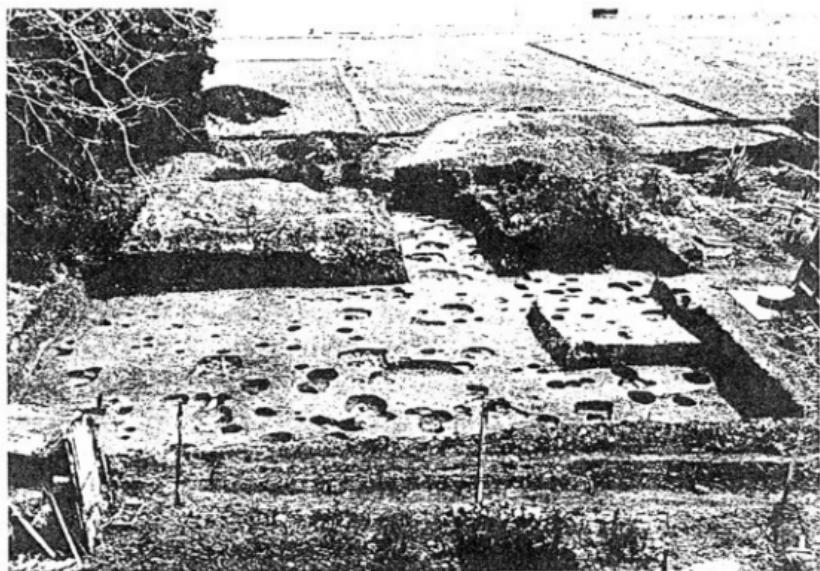
2 宮の後地区 SD053 (南から)



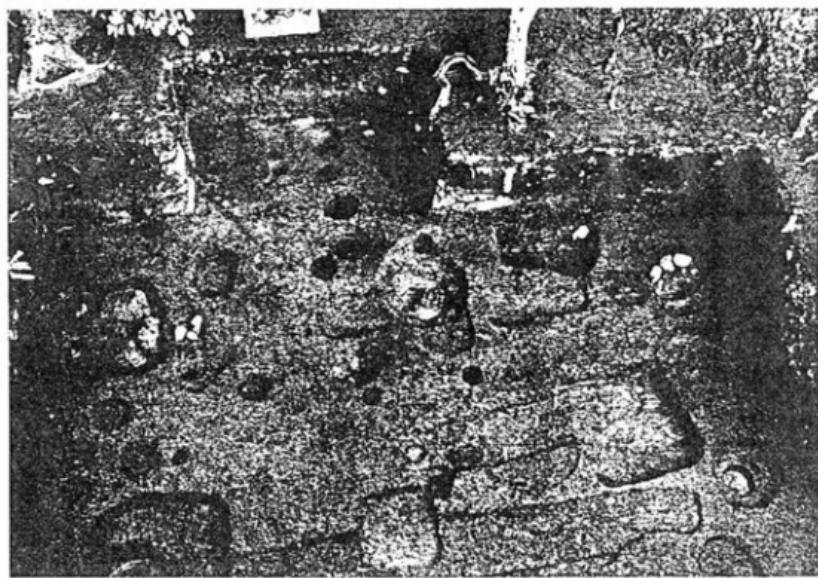
1 宮の後地区 SD005, SD034 (南から)



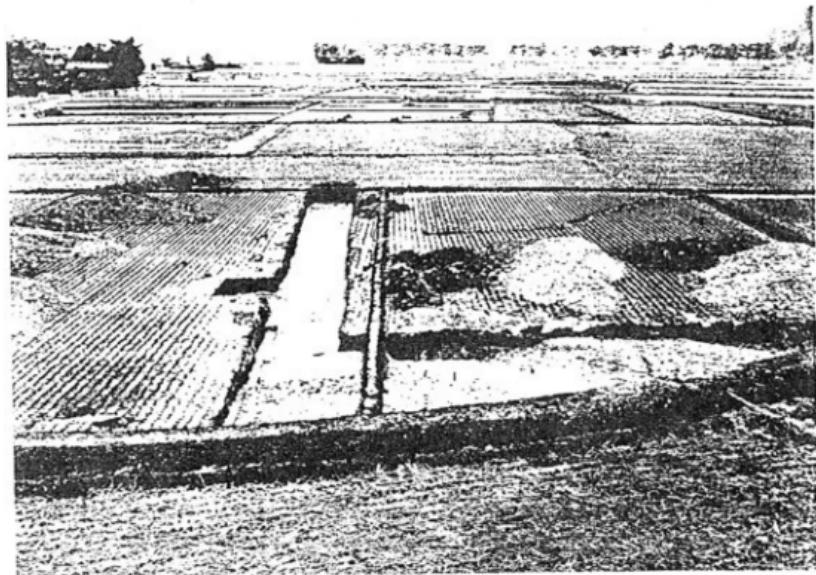
2 宮の後地区 SD005とSD004の交点 (西から)



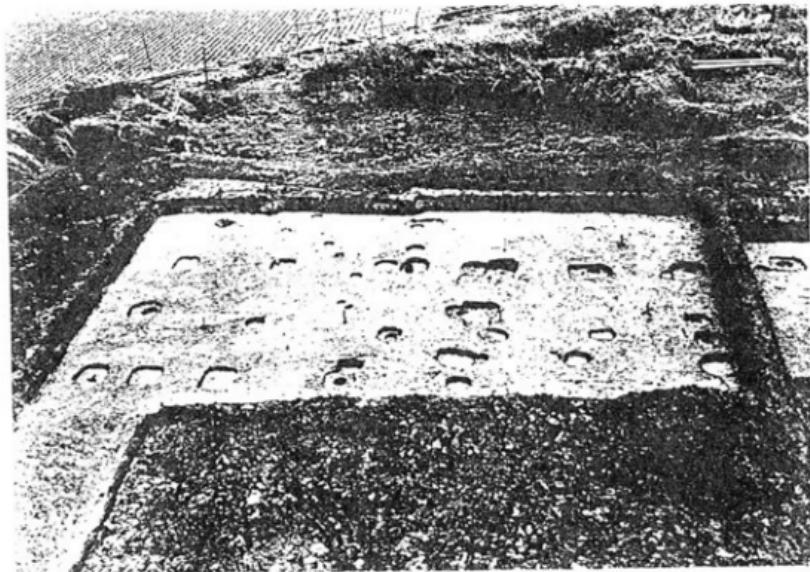
1 六所脇地区 SB020 (南から)



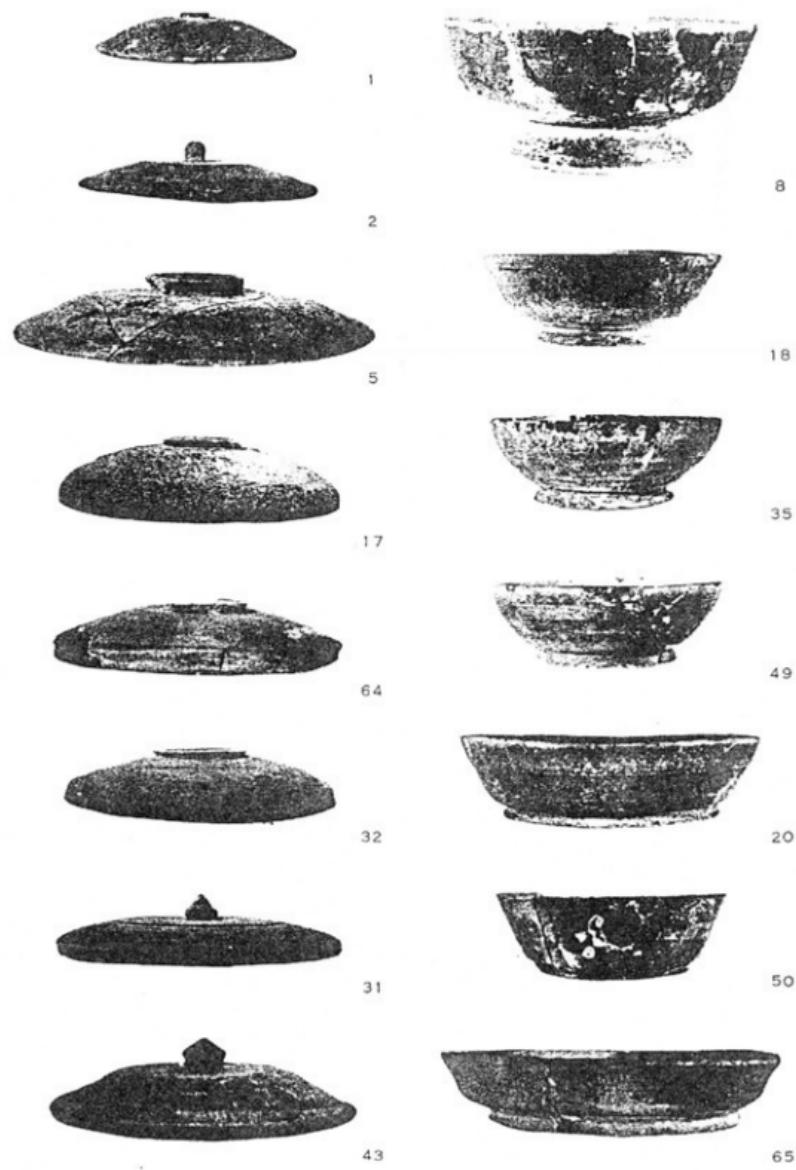
2 六所脇地区 SB018 (西から)



1 一貫尾地区全景 (東から)



2 隣ノ口地区 SB012 (北から)



1 : 3



11



1



10



13



16



23



19



22



20



7



21

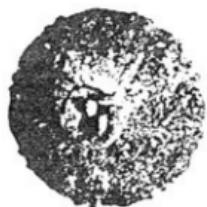
1 : 3



3



1

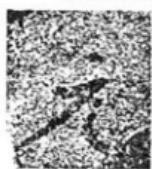


4



2

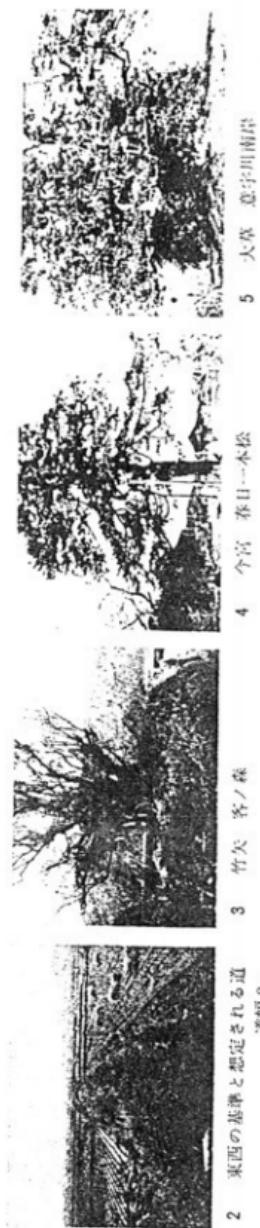
瓦 1 : 2
銅製品 1 : 1



1 : 1



1 意宇平野の俯瞰 茶臼山山頂より



人四集自然成墨戲。自承入東至于大井瀆，南少陵，至柳葉莫水源之朝酌，游

大井瀘州有海鼠海松又造陶器之

自周平陽去西二里二百八十步立野城橋長
丈七尺度二丈六尺架車又而北一里至周廟意字
都家山下衛河合考二處一云西過一程小道在小道東

所令寧進也復社田檢校

義字可相补。先者准諸

自國衡
李革人全集

可全集

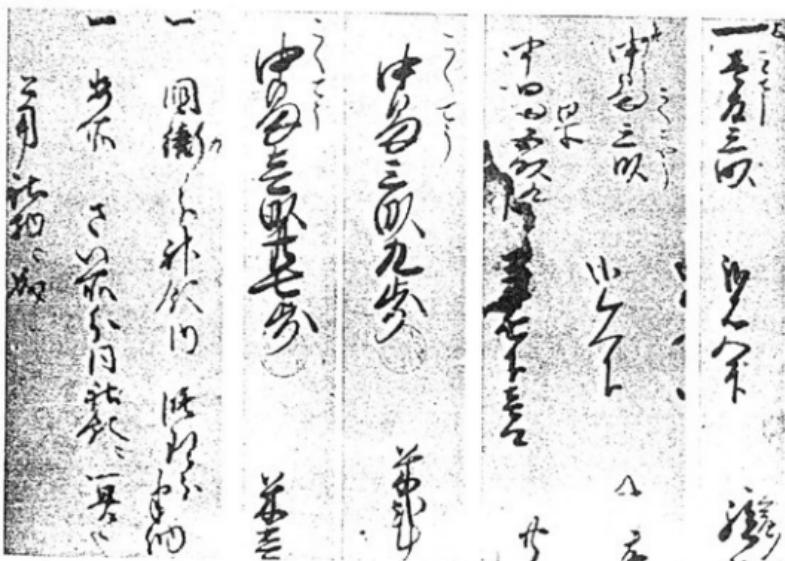
卷之六

嘉祐二年四月蘇東坡

2 平浜八幡宮文書

1226 1 出雲國風土記(細川家本)

733



3 秋上文書 1558~1582

4 地盤

1651?

1611

1602